

平成18年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第1号）

平成18年2月28日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 施政方針並びに提案理由の説明
- 第 7 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第 7 議案の補足説明

出席議員（26名）

1番	伊 藤 保	2番	島 田 和 雄
3番	平 野 忠 作	4番	伊 藤 房 代
5番	林 七 巳	6番	向 後 悦 世
7番	景 山 岩三郎	8番	滑 川 公 英
9番	嶋 田 哲 純	10番	柴 田 徹 也
11番	木 内 欽 市	12番	佐久間 茂 樹
13番	日 下 昭 治	14番	平 野 浩

15番 林 俊介
17番 林 一雄
19番 嶋田茂樹
21番 高橋利彦
23番 鈴木正道
25番 伊藤 鐵

16番 明智忠直
18番 高木武雄
20番 向後和夫
22番 林 正一郎
24番 神子 功
26番 林 一哉

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

市長	伊藤忠良	助 役	重田雅行
教育長	米本弥榮子	病院事務部長	今井和夫
総務課長	増田雅男	新市行政推進室長	加瀬博夫
秘書広報課長	平野哲也	企画課長	加瀬正彦
財政課長	高埜英俊	税務課長	江ヶ崎純敏
市民課長	小長谷 博	環境課長	堀川茂博
保険年金課長	増田富雄	健康管理課長	浪川敏夫
社会福祉課長	林 久男	高齢者福祉課長	横山秀喜
商工観光課長	小田雄治	農水産課長	堀江隆夫
建設課長	米本壽一	都市整備課長	島田和幸
下水道課長	山崎健次	会計課長	遠藤純夫
消防長	佐藤眞一	水道課長	宮本英一
庶務課長	在田 豊	学校教育課長	多田清司
生涯学習課長	神原房雄	監査委員局長	花香寛源
農業委員会事務局長	野口徳和	飯岡荘支配人	野口國男
病院経理課長	鍋木友孝	企画課主幹	大木多可志

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	堀江通洋
------	------	-------	------

主 查 穴 澤 昭 和
主任主事 飯 田 裕 紀 子

主任主事 石 毛 勝 子
主任主事 飯 笹 浩 一

開会 午前10時31分

議長（鈴木正道） おはようございます。

ここで、会議を開会する前にあらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本会議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

日程第1 開 会

議長（鈴木正道） ただいまの出席議員は26名、議会は成立いたしました。

これより平成18年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第2 議長報告事項

議長（鈴木正道） 日程第2、議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、御了承いただきたいと思います。

日程第3 会議録署名議員の指名

議長（鈴木正道） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により議長が指名いたします。3番、平野忠作議員、4番、伊藤房代議員、以上の2議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

議長（鈴木正道） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第1回定例会の会期は、本日から3月20日までの21日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月20日までの21日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思っておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第45号までの45議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 配布漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、助役、教育長、病院事業管理者ほか関係課長の出席を求めました。

日程第5 議案上程

議長（鈴木正道） 日程第5、議案第1号から議案第45号までの45議案を一括上程いたします。

議案第 1号 平成18年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 2号 平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 3号 平成18年度旭市老人保健特別会計予算の議決について

議案第 4号 平成18年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

議案第 5号 平成18年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について

議案第 6号 平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について

議案第 7号 平成18年度旭市水道事業会計予算の議決について

議案第 8号 平成18年度旭市病院事業会計予算の議決について

- 議案第 9号 平成18年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について
- 議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第11号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第12号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第13号 平成17年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第14号 旭市総合計画審議会条例の制定について
- 議案第15号 旭市国民保護対策本部及び旭市緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 議案第16号 旭市国民保護協議会条例の制定について
- 議案第17号 旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 議案第18号 市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第19号 旭市地域振興基金条例の制定について
- 議案第20号 旭市都市計画審議会条例の制定について
- 議案第21号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議に

ついて

- 議案第 3 5 号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体から匝瑳郡光町を除くことに伴う財産の処分に関する協議について
- 議案第 3 6 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 3 7 号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について
- 議案第 3 8 号 千葉県自治センターの解散に関する協議について
- 議案第 3 9 号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議について
- 議案第 4 0 号 東総衛生組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 4 1 号 指定管理者の指定について（あさひ健康福祉センター）
- 議案第 4 2 号 指定管理者の指定について（海上ふれあいサポートセンター）
- 議案第 4 3 号 指定管理者の指定について（飯岡福祉センター）
- 議案第 4 4 号 指定管理者の指定について（旭市福祉作業所）
- 議案第 4 5 号 市道路線の認定について

日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明

議長（鈴木正道） 日程第 6、施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成18年旭市議会第 1 回定例会を招集し、平成18年度一般会計予算及び各特別会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

本市も昨年 7 月 1 日の合併から早 8 か月が経過し、市役所内部にも、市民の間にも落ち着きが出てきたように感じております。

また、市内15小学校区を回って実施した地区懇談会並びに産業まつり、各種スポーツ大会や市民ミュージカルなどの各種イベントの実施により、市民の一体感も増してきていると考えております。

これもひとえに議員の皆様はじめ、市民の皆様の協力の賜とこの場をお借りして厚くお礼申し上げますとともに、ますますのご支援ご協力をお願い申し上げます。

それでは、開会にあたり新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

最初に、総合計画の策定について申し上げます。

平成19年度を初年度とする「旭市総合計画」の策定にあたっては、市民の声を重視した市民参加の計画であることを基本として進めております。

その一端として、地区懇談会や市民・団体アンケート等を実施し、さらには昨年12月21日に市民30人からなる総合計画策定市民会議を立ち上げ、総合計画の重要事項等について検討をいただき、ご意見を伺っているところであります。

また、旭市の次代を担う子供たちから、地域資源を活用した魅力あるまちづくりの提案を受け計画に反映させるため、市内全中学校の1年生659名を東総文化会館に招き、提案のお願いをしたところであります。

子供たちには提案の調査研究の過程において、故郷となる新旭市について認識を深めていただき、愛着と誇りを育てていただきたいとも考えており、国立大学法人千葉大学の上杉教授をはじめ研究員等の全面的な協力を得て、本年7月末までに提案をいただく予定であります。

次に、行政改革の取り組みについて申し上げます。

本市の行政改革を計画的に推進していくため、このたび（仮称）旭市行政改革アクションプラン（案）を作成いたしました。

この行政改革アクションプラン（案）は、本年度から平成21年度までを推進期間として集中的に改革を行っていかこうとするものであり、各界の代表者等からなる行政改革推進委員会からの提言や、市民の皆様からいただいた意見等を踏まえ、「市民が親しみやすく、効率的で簡素な行政基盤」、「健全で持続可能な財政基盤」及び「市民との協働によるまちづくり」を大きなテーマとしてとりまとめたものであります。

今後は、議会の議員や市民の皆様方のご意見をいただいて必要な修正を行ったうえで、3月には最終的に決定し、今後はこのプランに沿って着実に改革を推進していく所存であります。

次に、医療と福祉の郷づくりについて申し上げます。

「医療と福祉の郷」、「食の郷」、「交流の郷」づくりについては、新市の持つ魅力ある地域資源、特長を生かしたまちづくりを実現させるべく、平成17年8月18日に庁内会議を設

けるとともに、平成17年10月18日には県と市で協働のまちづくり研究会を立ち上げたところ
であります。

庁内の検討グループ会議からは、子育て中の母親たちが気軽に集え相談できる場として
「子育てルーム」の設置、次代を担う中学生からの新しいまちづくりの提案募集、郷土の偉
人である大原幽学が耕地整理した古田の再生に首都圏の消費者と連携して取り組むことにつ
いて提案がなされております。

県との協働研究会では、「医療と福祉の郷」と「食の郷・交流の郷」の2つのワーキング
グループに分かれ、精力的な議論が重ねられており、3月末を目途に新しいまちづくりの方
向性について提案されることになっております。

平成18年度からは、“日本一住みよいまち”を目指して、市民の皆様、民間団体、県など
大勢の方のご協力をいただきながら、大きく前進してまいりたいと考えております。

次に、庁舎の有効利用についてご報告申し上げます。

合併協議の中で、旧3町の役場は支所として活用するというところでスタートいたしました
が、折角の立派な庁舎が空いていてもったいないという市民の声が多くあり、支所の有効利
用を検討した結果、海上支所に教育委員会、干潟支所に農水産課と農業委員会、教育委員会
あとの青年の家に商工観光課と職業相談室を移転することといたしました。また、飯岡支所
2階には市民ギャラリーを設置し、広く市民の利用を呼びかけることといたしました。

なじみ始めた矢先の移転で不便をおかけする場面があるかと思いますが、ご理解とご協
力をお願い申し上げます。

続きまして、平成18年度の予算及び主な施策について申し上げます。

わが国の経済は、企業収益が改善し、設備投資が増加するとともに、企業部門の好調さが
家計部門へ波及してきており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれていま
す。しかし、地方経済は、好調さの波及の遅れなどにより、依然として厳しい環境にありま
す。

また、平成18年度の地方財政計画の規模は、83兆1,800億円、前年度比0.7パーセントの減
で、5年連続してマイナスとなっており、特に投資的経費に係る地方単独事業については、
前年度比3.2パーセントの減で、引き続き事業規模の抑制を図ることが求められております。
また、国庫補助負担金の改革では、18年度は4兆円を上回る規模の廃止・縮減等が行われる
ことになっております。

本市の財政状況も、地方財政計画における臨時財政対策債の縮減や国庫補助負担金の一般

財源化が歳入に大きく影響し、歳出においても、扶助費の増加や、急速に進展する少子・高齢社会への的確な対応、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現などに多額の財政需要が見込まれるなど、厳しい状況が続いております。

このような状況下において、平成18年度予算は、昨年7月1日合併後初めての通年予算として、新市建設計画の主要施策、重点プロジェクトを基本に、重要度や緊急性を考慮して事業の取捨選択を行い編成したものであります。

この結果、一般会計では241億8,000万円、特別会計は、国民健康保険事業、老人保健事業、介護保険事業、下水道事業及び農業集落排水事業を合わせて153億8,022万円、企業会計は、水道事業、病院事業、国民宿舎事業を合わせて356億8,283万2,000円となり、当初予算の規模は752億4,305万2,000円で編成したところであります。

次に、主要事業等について、新市建設計画の施策体系に沿って申し上げます。

第一に「交流基盤が整備された魅力的なまちづくり」であります。

はじめに、市道の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道の整備については、地域のバランスも考慮に入れながら計画的に進めてまいります。

中央病院アクセス道路につきましては、事業実施に向けた現況測量等を実施しているところであり、今後JRを跨ぐ橋梁の予備設計や地権者交渉に入っております。

なお、国道126号線飯岡バイパスから中央病院までの東西線につきましても、千葉県海匝地域整備センターと調整を図りながら早急に整備を進める考えであります。

1級2号線長部地先の歩道整備事業は、東総運動場側から工事を始め順調に推移しており、その延伸につきましても、新年度工事予定の約500メートルについて用地確保を終えております。

新海上中学校南側4061号線の通学路としての整備事業につきましては、新年度早い時期での着工を目指して取り組んでおります。

今年度、全体の半分を終えた防衛施設周辺民生安定事業につきましては、用地交渉とともに横根から塙新町地区に至る約500メートルの道路改良工事を実施する予定であります。

次に、都市計画について申し上げます。

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、新市において新たに都市計画を定める必要があることから、平成20年度を目途に新たな都市計画区域等の設定について検討してまいります。平成18年度はそのための基礎調査を行うことといたしました。

次に、街路事業について申し上げます。

旭市の顔となる旭駅前線については、平成9年度から県施行として事業を進めており、地権者のご協力により計画面積の63パーセントの用地を取得し、道路形態も見えてまいりました。平成18年度は、電線共同溝の工事着手を予定しており、今後も駅前広場と道路部分の早期完成を目指し、県と連携を図りながら事業を進めてまいります。

谷丁場遊正線については、谷町場地先の道路改良工事が3月中に竣工できる見通しであり、これにより国道126号線と広域農道のアクセスと鎌数工業団地への連絡道としての利便性が格段に向上するものと考えております。

また、国道南側部分については、道路・橋梁の予備設計の見直しを行い、都市計画変更の手続きを進めながら、早期の事業認可取得を目指します。

次に、コミュニティバスについて申し上げます。

コミュニティバスについては、旭地区で1ルートの試行運行、飯岡地区で2ルート、海上・干潟地区で中央病院利用者を主な対象とした福祉バスを2ルート本格運行しており、平成17年度の年間利用者見込み数は延べ8万5,000人にのぼり、市民の多くの方々に利用されております。

これらのバスの運行については、さらに利用しやすい市民の足となるよう、平成18年4月1日より旭地区試行運行ルートを一部延伸して本格運行とし、また、市内でのすべてのコミュニティバスの利用料金を1利用につき100円に統一して運行してまいります。

今後も引き続き、市民並びに関係機関から成る検討委員会において主な公共施設を結ぶルートの調査及び検討を行い、より効率的で利便性の高いバスの運行に努めてまいります。

次に、消防について申し上げます。

消防本部につきましては、老朽化の進んだ飯岡分署の2B型救急自動車とタンク車を更新整備するとともに、近年、救急需要の占める割合が非常に多くなってきていることに鑑み、救急高度化のなお一層の推進を図るため、引き続き救急救命士の育成強化を計画的に推進してまいりたいと考えております。

消防団につきましては、旭方面隊のタンク車1台、海上方面隊及び飯岡方面隊の小型ポンプ積載車4台を更新整備し、旭駅前通りに耐震性の防火水槽を設置することといたしました。

さらに、老朽化の著しい消防庫について計画的に建設することとし、平成18年度は、旭方面隊第3分団第3部、海上方面隊第3分団第2部の消防庫の建設を予定しております。

次に、防災について申し上げます。

はじめに、防災体制の整備については、災害発生時の消防水利と飲料水確保のための耐震性の複合型井戸の整備に努めてまいります。

また、合併後の新たな防災計画の策定については、現在、消防本部を中心として素案の策定中ではありますが、それと平行して防災アセスメント調査を実施しておりますので、調査結果を十分生かし、新たな防災の総合計画として策定してまいりたいと考えております。

また、防災行政無線については、現在、施設の整備統合に向けた調査設計を実施しております。事業の実施につきましては、財源確保の関係により平成20年度からの整備実施の方向で調整を進めております。

次に、防犯について申し上げます。

昨年来、全国的に幼児等を狙った凶悪犯罪が多発しております。市では、いち早く防災行政無線等により児童の登下校時の安全対策について市民への協力を呼びかけると同時に、警察・学校・PTA等の関係団体による緊急の防犯対策会議を開催し、地域と学校が一体となって防犯パトロール等を実施することにより、より一層の防犯体制の強化に取り組んでいるところでございます。

平成18年度は、防犯体制のより一層の強化を図るため、青色回転灯を装備した防犯パトロール車の配備を予定しており、これにより年間を通してのパトロールに努めてまいりたいと考えております。

また、地域を明るくすることも防犯上重要な対策であることから防犯灯の整備についても、引き続き地元区と十分連携をとって進めてまいりたいと考えております。

さらに、昨年発足いたしました「旭市エンジョイパロール隊」については、現在600名近くの市民の皆さんの参加をいただいているとのことであり、日ごろの防犯活動に改めて感謝申し上げます。

市民一人ひとりが、自分たちのまちは自分たちで守るという意識をもち、今後も多くの地区でこのような取り組みをお願いするものであります。

第二に「快適でうるおいの交流基盤が整備された魅力的なまちづくり」であります。

はじめに、広域ごみ処理事業について申し上げます。

東総地区広域市町村圏事務組合において取り組んでいる東総地域ごみ処理広域化計画については、平成17年度をもって光町と多古町が東総地域ごみ処理広域化協議会より脱退することとなりましたが、今後は、銚子市、匝瑳市、旭市の3市で協調しながら当該計画に沿って事業を着実に推進してまいりたいと考えております。

次に、水道事業について申し上げます。

平成18年度は、将来にわたっての配水施設整備計画を策定し、合併前の市町ごとに設置されている施設の効率的な統合を図り、水道水の安定供給に努めるとともに、現在、不均一となっている水道料金の統一に向けて検討してまいります。

また、東総広域水道企業団によって進められております高度浄水処理施設の整備につきましては、この3月に竣工見込みとなり、現在、4月からの供用開始に向けて準備を進めているところでございます。本施設の完成により、より安全で良質な水道水の安定供給ができるものと期待しているところでございます。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道は、平成18年3月末に、二の袋地区周辺東3.8ヘクタールを供用開始し、141.7ヘクタールの区域で使用が可能となります。これにより、事業認可区域202ヘクタールのうち、約70パーセントが整備されました。

平成18年度は、イ・ロ地先の幹線管渠工事とその周辺約4.2ヘクタールの面整備工事を進めることとしております。

また、加入世帯については、対象世帯1,733世帯のうち998世帯が加入しており、日量約1,000立方メートルの汚水を適正に処理しております。今後も、なお一層の加入促進を図ってまいります。

次に、排水路の整備について申し上げます。

財源確保の関係で1年先送りした椎名団地から十日市場までの排水路整備事業につきましては、国の交付金決定や水田耕作時期等を考慮の上、適期に下流部約500メートルの工事を施工する予定であります。

次に、都市公園事業について申し上げます。

袋公園については、公園南東側に整備しているイベント広場に引き続き、修景施設、トイレ等の整備を行い市民が利用し易く憩える公園になるように整備してまいります。

文化の杜公園については、災害時に対応できる防災機能を持った総合公園としての基本計画を策定し、まちづくり交付金事業により整備を進めてまいります。

次に、あさひ健康パーク整備事業について申し上げます。

パークゴルフ場整備については、あさひ健康福祉センターと一体的な利用を図るため、あさひ健康パーク事業といたしました。平成18年度は、実施設計に基づき造成工事に着手し、平成19年度の完成を目標に事業の推進を図ってまいります。

第三は、「健やかでやすらぎのあるまちづくり」であります。

はじめに、保健事業について申し上げます。

本年度まで、各支所ごとに実施してありました予防接種事業や母子保健事業につきまして、平成18年度から予防接種は旭と海上の保健センター2か所で実施し、母子保健事業については飯岡の保健センターで行うことといたしました。

予防接種事業は、実施場所を集約し、実施回数を増やすことで各地区の接種機会の増と均等化を図るものであり、母子保健事業は、乳幼児の健診会場を1か所にすることで、対象年齢の統一や受診機会を増やすことができるなどのメリットが考えられます。

なお、基本健康診査事業につきましては、年齢層も高齢者が多いことから従来どおり4か所の保健センターを会場として実施してまいります。

次に、障害福祉について申し上げます。

障害福祉施策につきまして、国は昨年11月に「障害者自立支援法」を制定いたしました。この法律では、身体障害、知的障害、精神障害といった障害種別により異なっていた福祉サービスが一元化され、利用者の1割負担の原則や国、県の費用負担の割合等が示されました。

市といたしましても、関連する規則等の整備を進めるとともに、関係機関と連携を図りながら、障害者の自立支援に向けた体制の充実に努めてまいります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

介護保険制度は、第2期事業計画の最終年度が本年3月をもって終了し、4月からは、第3期介護保険事業計画とこれを包含した高齢者保健福祉計画がスタートするところであります。

計画策定にあたり、保健・医療・福祉の各専門分野の代表者や被保険者の代表者、地域活動団体や介護サービス事業者、タウンミーティング参加者等多くの関係者にご協力いただきましたことに対し、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

平成17年度には、10年後を見据えた大幅な介護保険法の改正が行われ、介護予防重視型システムへの転換を目指すこととなりました。

今後は、世代間交流も含め、地域住民とのコミュニティの構築を図り、閉じこもりを予防していくための地域ふれあい交流事業など、民生委員の方々やボランティアの皆様、社会福祉協議会等のご協力をいただきながら進めてまいります。

次に、児童福祉について申し上げます。

児童福祉法の改正により、虐待を含む要保護児童の適切な支援等を図るための組織の設置

が法定化されました。

旭市においても、すべての子供たちがいきいきと安心して暮らせるように、関係機関のご協力をいただきまして旭市要保護児童対策地域協議会を2月1日に設置し、2月16日には、旭市児童虐待防止講演会を開催したところであります。今後は、県の児童相談所等関係機関と一体となって、相談や指導の充実をはじめ要保護児童の支援に努めてまいります。

また、昨今、核家族化が進む中で、子育てに不安やストレスを抱える保護者も多いことから、子育て親子の交流の場として、「つどいの広場」を開設することといたしました。

これにより、同世代の親が抱える悩みを相談できる場を提供し、子育てに悩む親子の支援を図ってまいります。

第四は「心豊かな人と文化を育むまちづくり」であります。

はじめに、学校教育について申し上げます。

平成18年度は、基礎学力の向上や、社会性を高めることを念頭に、次の事業を重点的に実施いたします。

第1番目は、小・中学校教諭補助員配置事業で、15名の指導員を配置し、国語や算数の基礎基本の徹底や学力の向上さらには生活指導などきめ細かな指導に努めます。

第2番目は、キャリア教育推進事業で、働くことの大切さを学び、働く力を養成するため、小学校3校と全中学校の2年生が、「ゆめ・仕事 ぴったり体験」や「職場体験」活動を実施します。

第3番目は、情報教育推進事業で、小・中学校7校を指定校とし、児童生徒が光ファイバー回線を利用して、パソコンやインターネットなど情報機器を活用した学習活動を展開します。

第4番目は、放課後児童健全育成事業で、新たに琴田小、嚶鳴小、中和小を加え、合計10か所で実施します。今後とも保護者が安心して働ける環境づくりに努めます。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

学校施設については、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された校舎及び屋内運動場のうち、補強工事で耐震化が見込まれる小学校9校で12棟、中学校3校で4棟について、耐震診断を実施し早期の耐震化を進めてまいります。

また、第二中学校の屋内運動場と北校舎、連絡通路については、平成17年度に耐震診断を実施した結果、補強による耐震化は多額の費用を要し、本体の老朽化などから補強によるメリットが見込めないため、改築を行うための基本設計と屋内運動場の実施設計を実施いたし

ます。

なお、平成17年度より継続事業となっています海上中学校の校舎等改築工事については、平成17年度末で工事全体の30パーセントを終了する予定で、平成19年2月末の竣工を目差し、工事を進めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

市民一人ひとりが楽しみや生きがいを持ち、健康で心豊かな生活を送ることができるよう生涯学習推進計画を基盤とし、「いつでも、だれでも学習ができ、その成果が社会の中で活かされる環境」の実現に向け、各種の生涯学習施策を展開してまいります。

また、小学生を対象に、学校や社会教育施設等を活用し、自然体験や社会体験等のできる「地域子ども教室」を学校・家庭・地域の連携、協力のもとに実施いたします。

そのほか、青少年健全育成事業として青少年が何を考え、何を求めているかを発表する場として、市内小・中学校すべてを対象に「旭市青少年意見発表大会」を開催いたします。

文化振興については、市民が優れた芸術文化に触れることができるよう、東総文化会館を中心とした舞台芸術や美術作品を鑑賞する機会の提供及び、市内各地区において活動する多くの文化団体の育成等、多様な文化活動の成果を発表する場の提供に努めます。

体育振興については、健康・体力づくりの重要性が認識されてきた中、それぞれの体力や年齢、技術に応じて手軽に楽しく継続的にスポーツに親しむことができる環境づくりを推進してまいります。

また、スポーツ大会については、市民駅伝大会や飯岡しおさいマラソン大会を開催するほか、本年5月には東部5市体育大会が旭市を会場に20種目27競技により開催されます。

なお、旭市が平成22年国体の卓球競技開催地となっていることから、今年度に「第65回国民体育大会旭市準備委員会」を設置し、各種卓球大会の招致など、卓球競技の振興を図ってまいります。

図書館事業については、合併に伴いサービス提供範囲が広がったため、市図書館と各公民館等の読書施設をネットワークで結び、図書の共有化とサービスの均一化を図ります。

また、これと併せて市図書館を核として、各公民館や学校への図書配送サービスを併せて実施し、読書環境を整備してまいります。

第五は、「創造力と活力に満ちたまちづくり」であります。

はじめに、農業について申し上げます。

水田農業の構造改革については、安定した農業経営を実現するため地域水田農業ビジョン

の目標達成を目指し、適地適作を基本に米の計画的生産を図ってまいります。

園芸については、県内屈指の大生産地として多種の野菜が栽培され、大消費地である首都圏へ安定的に供給しており、農産物の安全・安心に対する消費者ニーズに応えるため、農薬や化学肥料の減量化の推進、そして生産性の向上と高品質化及び合理化など産地体制の強化を図ってまいります。

農業基盤整備事業については、広域農業基盤緊急整備促進事業計画により、萬力地区ほか5地区で県営事業によるほ場整備と主要幹線農道の整備を予定しております。

畜産については、県内でも屈指の畜産経営体が多く、野菜・米と並んで本市の農業の基幹として県内をはじめ首都圏への重要な食料供給基地としての役割を担っており、畜産農家と耕種農家の連携を図り、広域的な資源循環型農業の推進と良質堆肥の生産施設の整備により、円滑な流通・利用体系の構築を進めてまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

水産業の振興を図るため、つくり育てる漁業を推進する一方、漁港の航路確保のための浚渫と、護岸の環境整備等の漁港機能の充実を図ってまいります。

また、安定的な漁業経営の確立のため、水産業後継者や中核となる漁業者の育成を支援してまいります。

次に、商業振興について申し上げます。

市内の4商工会については、昨年12月2日の合併契約調印式を経て、来る4月1日に合併する運びとなりました。これにより、県内では最大規模の会員数を擁する新旭市商工会として力強く生まれ変わる事となり、今後、商工業の更なる発展が図られるものと期待するところであります。

市としても、本市商工業の発展のため、新商工会の活動に対して側面から支援してまいります。

次に、観光について申し上げます。

商工会の合併に合わせて、旧旭市と旧飯岡町の観光協会も合併が予定されております。

すでに、新旭市においては、大原幽学記念館や龍福寺の森、九十九里海岸・飯岡漁港周辺・刑部岬展望館など様々な観光資源を有しておりますので、これらの観光資源を有機的に結びつけ、千葉県が推進する「観光立県ちば」において新生旭市のイメージアップが図られるよう、既存の観光事業に加え、新たな観光施策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

次に、工業振興について申し上げます。

あさひ鎌数工業団地C・D地区への企業誘致につきましては、去る12月に株式会社伊藤園の進出が決定したところであります。

今後も、地域経済の活性化と雇用の創出による若者の定住化を図るため、千葉県と緊密な連携を図りながら、優良企業の誘致が実現できるよう積極的に企業誘致を進めてまいります。

次に、労政について申し上げます。

勤労青少年ホームについては、利用者の減少と老朽化が著しいことから、現在、用途廃止について国及び千葉県との協議を進めているところであり、協議が整い次第、廃止する条例を提案したいと考えているところであります。

また、高齢者・パートタイマー職業相談室は、現在、千葉県内に12の相談室が設置されておりますが、本市の職業相談室はこれの中でも突出した利用状況となっております。今般、国の機構改革における「地域職業相談室設置構想」が示されたことに伴い、本市の職業相談室を地域職業相談室、通称「ハローワーク」に格上げし、市民の利便性向上を図るため、現在、国・県と協議を行っているところであります。

次に、2つの公営企業について申し上げます。

病院事業につきましては、現在、国において大幅な医療制度改革が進められているところであり、とりわけ診療報酬改定については、3.16パーセントと過去最大のマイナス改定が見込まれており、経営面への影響が懸念されるところであります。

また、こうした中で臨床研修必修化に伴う大学からの医師の引き上げによる影響等で、小児科や産婦人科ばかりでなく全科的な医師不足が、診療圏である茨城県南部から香取海浜地区内の公的病院で深刻化しており、旭中央病院への患者の集中がさらに進むと予想されます。

このように、病院事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、健全経営を確保し、医療、福祉そして保健面において住民が安心して暮らせるまちづくりを目指し、病院情報システムの整備をはじめ、一層の経営改革を進めていく所存であります。

終わりに、国民宿舎事業について申し上げます。

国民宿舎事業については、国内への宿泊旅行需要が減少している観光情勢の中、恵まれた自然環境を活かし、効率的な経営を心がけております。

平成18年度は、変化している宿泊旅行形態を的確にとらえるため、経営診断を実施するほか、豊富な観光資源の活用と宿舎環境の整備をより一層進め、安定した経営を目指してまいります。

続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第1号は、平成18年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は歳入歳出それぞれ241億8,000万円であります。

歳入の主なものは、1款市税が61億1,208万5,000円、9款地方交付税は72億円、12款使用料及び手数料が3億8,043万4,000円、13款国庫支出金が17億1,580万8,000円、14款県支出金が11億5,133万6,000円、17款繰入金が10億2,518万5,000円、18款繰越金が5億円、20款市債が29億1,450万円等であります。

次に、歳出の主なものは、1款議会費が2億3,606万3,000円、2款総務費が37億9,209万9,000円、3款民生費が53億6,804万4,000円、4款衛生費が18億6,727万4,000円、5款労働費が3,868万3,000円、6款農林水産費が12億5,105万2,000円、7款商工費が3億1,757万4,000円、8款土木費が22億6,187万8,000円、9款消防費が11億9,136万1,000円、10款教育費が32億5,154万3,000円となっております。

また、12款公債費は、市債の元利償還金等で29億6,752万7,000円、13款諸支出金は、水道事業会計、病院事業会計、土地開発基金への繰出金等で15億9,689万5,000円、14款予備費に4,000万円を計上しております。

次に、債務負担行為は、固定資産基礎資料整備事業のほか7件の債務保証を設定するものであります。

議案第2号は、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、事業勘定が歳入歳出それぞれ69億6,600万円、施設勘定が歳入歳出それぞれ6,960万円であります。

事業勘定について、歳入の主なものは、国民健康保険税に28億1,818万1,000円、国庫支出金に23億5,307万5,000円、療養給付等交付金に5億1,991万円、県支出金に3億9,487万7,000円、共同事業交付金に1億3,674万1,000円、繰入金に5億2,983万円、繰越金に2億1,000円を計上し、歳出の主なものは、総務費に5,885万3,000円、保険給付費に48億9,567万3,000円、老人保健拠出金に10億8,077万7,000円、介護納付金に6億4,743万4,000円を計上するものであります。

施設勘定について、歳入の主なものは、診療収入に5,597万4,000円、繰入金に710万1,000円、繰越金に590万円を計上し、歳出の主なものは、総務費に3,675万2,000円、医業費に2,937万2,000円を計上するものであります。

議案第3号は、平成18年度旭市老人保健特別会計予算の議決についてでありまして、予算

規模は歳入歳出それぞれ44億7,100万円であります。

歳入の主なものは、支払基金交付金に23億8,499万8,000円、国庫支出金に13億6,032万7,000円、県支出金に3億4,008万2,000円、繰入金に3億5,500万9,000円を計上し、歳出の主なものは、医療諸費に44億2,548万8,000円を計上するものであります。

議案第4号は、平成18年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模は歳入歳出それぞれ30億4,703万円であります。

歳入の主なものは、保険料に5億1,613万3,000円、国庫支出金に6億9,116万1,000円、支払基金交付金に9億2,444万2,000円、県支出金に4億5,329万1,000円、繰入金に4億4,743万4,000円、繰越金に1,172万7,000円を計上するものであります。

歳出の主なものは、総務費に4,616万3,000円、保険給付費に29億6,888万円、財政安定化基金拠出金に322万7,000円、地域支援事業に1,855万8,000円を計上するものであります。

議案第5号は、平成18年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模は歳入歳出それぞれ7億7,800万円であります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金に3,430万6,000円、使用料及び手数料に4,638万8,000円、国庫支出金に6,400万円、一般会計からの繰入金に4億1,820万2,000円、基金繰入金に2,500万円、繰越金に2,100万円、市債に1億6,900万円を計上するものであります。

歳出の主なものは、職員人件費に7,081万7,000円、処理場維持管理費及び管渠工事費に3億8,626万7,000円、公債費に3億1,791万6,000円を計上するものであります。

議案第6号は、平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模は歳入歳出それぞれ4,859万円であります。

歳入については、分担金及び負担金に168万円、使用料及び手数料に1,283万3,000円、繰入金に3,407万3,000円、繰越金に1,000円、諸収入に3,000円を計上するものであります。

歳出については、人件費及び物件費等で907万円、江ヶ崎及び琴田地区排水処理施設維持管理費で1,428万1,000円、農業集落排水資源循環事業で138万3,000円、農業集落排水建設事業で50万円、公債費に2,117万6,000円、繰出金に168万円、予備費に50万円を計上するものであります。

議案第7号は、平成18年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を1万8,198件、年間給水量を627万3,600立方メートルと見込み、収益的収支において、収入に16億3,799万2,000円、支出に16億9,072万円を計上し、当年度損失5,272万8,000円を予定いたしました。

また、資本的収支については、収入に2,937万4,000円、支出に4億8,029万5,000円を計上し、収支不足額4億5,092万1,000円は損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

議案第8号は、平成18年度旭市病院事業会計予算の議決についてでありまして、病院本体の入院患者数は34万2,370人、外来患者数は85万8,325人を見込み、収益的収入及び支出において、収入に293億1,484万6,000円、支出に292億7,536万円を計上し、当年度利益3,948万6,000円を予定いたしました。

また、資本的収入及び支出については、収入に9億105万1,000円、支出に40億874万9,000円を計上しております。支出のうち主なものは、継続事業である病院情報システム設備整備事業や医師宿舎新築事業、医療機械器具の購入等によるものであります。収支不足額31億769万8,000円は損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補填する予定であります。

議案第9号は、平成18年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決についてでありまして、宿泊利用者を2万人、休憩利用者を1万人と見込み、収益的収支において、収入に2億2,044万9,000円、支出に2億1,851万6,000円を計上し、当年度利益193万3,000円を予定いたしました。

また、資本的支出については、919万2,000円を予定し、収支不足額は損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

議案第10号は、平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ3億1,970万円を増額し、197億2,450万円とするものであります。

歳入の主な内容は、分担金及び負担金に660万6,000円、県支出金に5,732万8,000円、財産収入に378万6,000円、市債に4億7,790万円を増額し、国庫支出金から8,995万4,000円、繰入金から1億3,596万6,000円を減額するものであります。

歳出については、総務費に6億2,985万5,000円、労働費に17万3,000円、農林水産費に1,597万円、商工費に10万円、諸支出金に196万4,000円を増額し、民生費から4,076万5,000円、衛生費から1,873万8,000円、土木費から810万8,000円、教育費から2億6,075万1,000円を減額するものであります。

議案第11号は、平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定は、歳入歳出にそれぞれ570万1,000円を増額し、予算総額を59億2,970万1,000円とするものであります。施設勘定は、歳入の繰入金のうち、他会計繰入金に86万5,000円を増額し、基金繰入金から86万5,000円を減額するものであり、予算総額の変更はありません。

議案第12号は、平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ136万円を増額し、予算総額を4,412万9,000円とするものであります。

歳入については、農業集落排水事業受益者分担金に136万円を増額し、歳出については、一般会計繰出金に136万円を増額するものであります。

議案第13号は、平成17年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収入及び支出において、収入に3億1,585万円、支出に3億631万円の増額を計上するとともに、たな卸し資産の購入限度額についても増額しようとするものであります。

議案第14号は、旭市総合計画審議会条例の制定についてでありまして、地方自治法第138条の4第3項の規定により、市長の諮問に応じ市の総合計画の調整に関し必要な調査及び審議を行う審議会を設置するものであります。

議案第15号は、旭市国民保護対策本部及び旭市緊急処理事態対策本部条例の制定についてでありまして、平成16年9月17日に施行された武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の規定に基づき、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため設置することになる、旭市国民保護対策本部及び旭市緊急処理事態対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第16号は、旭市国民保護協議会条例の制定についてでありまして、国民保護法第40条第8項の規定に基づき、旭市国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第17号は、旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてでありまして、地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政運営における公平性及び透明性の確保を図るため、職員の任用、給与、勤務時間等について公表するための条例を制定するものであります。

議案第18号は、市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定についてでありまして、一般職の職員の給与を引き下げることとしたことに合わせ、市長、助役、収入役及び教育長の給与を減額するための条例を制定するものであります。

議案第19号は、旭市地域振興基金条例の制定についてでありまして、市町村の合併の特例に関する法律第11条の2第1項第3号の規定による合併特例債を活用し、市民の連携の強化及び地域振興を図るため、地方自治法第241条第1項の規定により基金を設置するものであ

ります。

議案第20号は、旭市都市計画審議会条例の制定についてでありまして、都市計画法第77条の2第1項の規定により、市長の諮問に応じ、市の都市計画に関し必要な調査及び審議を行う審議会を設置するものであります。

議案第21号は、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、合併直後の市の行政運営を軌道に乗せるため設置した新市行政推進室を、ほぼその役割を終えたと考え、平成17年度限りで廃止するものであります。

なお、新市行政推進室で実施してきた事務は、企画課に新たに設置する地域振興班と総務課に移管いたします。

議案第22号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、新たに設置する総合計画審議会、国民保護協議会及び都市計画審議会の委員の報酬について、それぞれ日額6,000円と定めるものであります。

議案第23号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、給料表の水準の引き下げ、昇給制度の改定及び調整手当の廃止を行うため所要の改正を行うものであります。

議案第24号は、旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う別表の改正及び旅行雑費の見直しによる所要の改正を行うものであります。

議案第25号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、合併協議に基づき不均一課税を行っていた国民健康保険税の税率等を平成18年度から統一することとし、所要の改正を行うものであります。

議案第26号は、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、設置場所や狭隘さから児童遊園の用に適さなくなった横根岡児童遊園を廃止するものであります。

議案第27号は、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、医療費助成の受給権者について、県の補助事業の運用に合わせて所要の改正をするものであります。

議案第28号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、公営住宅法施行令の一部改正に伴い、公募によらない他の住宅への入居について所要の改正をするものであります。

議案第29号は、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、下水道法の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条文整理等所要の改正をするものであります。

議案第30号は、旭市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第31号は、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、病院事業にかかる（市の義務に属する）損害賠償額の決定を、地方公営企業法第40条第2項の規定に基づき、地方公営企業の管理者である病院事業管理者が処理できるように改正するものであります。

議案第32号は、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第33号は、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、診療報酬の改定及び介護保険制度の改定による給付対象の見直し等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第34号は、東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、平成18年3月26日をもって匝瑳郡光町が組合を脱退することに伴い、組合を構成する地方公共団体の数の減少等について関係地方公共団体と協議するにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第35号は、東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体から匝瑳郡光町を除くことに伴う財産の処分に関する協議についてでありまして、平成18年3月26日をもって匝瑳郡光町が組合を脱退することに伴う財産の処分について関係地方公共団体と協議するにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第36号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、組合を組織する地方公共団体に関する規定、共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定及び議会、執行機関について改正を行うに際し関係地方公共団体と協議するにあたり、あらかじめ議会の議決を求める

ものであります。

議案第37号は、千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についてでありまして、千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少について関係地方公共団体と協議するにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第38号は、千葉県自治センターの解散に関する協議についてでありまして、千葉県自治センターを解散するに際し関係地方公共団体と協議するにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第39号は、千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議についてでありまして、千葉県自治センターの解散に伴う財産処分を定めるに際し関係地方公共団体と協議するにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第40号は、東総衛生組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、匝瑳郡光町が廃止され山武郡横芝光町が設置されることに伴い、組合を構成する地方公共団体の名称の変更及び共同処理する事務の区域の変更等について関係地方公共団体と協議するにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第41号から第44号までの4議案は指定管理者の指定についてでありまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、それぞれの施設の指定管理者を指定するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第41号はあさひ健康福祉センターの指定管理者に財団法人旭市福祉協会を、議案第42号は海上ふれあいサポートセンターの指定管理者に社会福祉法人旭市社会福祉協議会を、議案第43号は飯岡福祉センターの指定管理者に社会福祉法人旭市社会福祉協議会を、議案第44号は旭市福祉作業所の指定管理者に旭市手をつなぐ育成会をそれぞれ指定しようとするものであります。

議案第45号は、市道路線の認定についてでありまして、新たな道路整備に伴い、1路線を新規に認定するにあたり議会の議決を求めるものであります。

以上、市政運営についての所信並びに今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じお答えいたしますので、なにとぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（鈴木正道） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時 44分

再開 午後 1時 0分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案の補足説明

議長（鈴木正道） 日程第7、議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

財政課長（高埜英俊） 議案第1号 平成18年度旭市一般会計予算の議決について、補足説明をいたします。

最初に、資料としてお配りしました「平成18年度当初予算の概要」について説明いたします。

3ページをお開きください。3ページと4ページは一般会計予算の概要となります。平成18年度当初予算は、合併後初めての通年予算でありまして、予算書に記載した平成17年度当初予算額は合併後の7月から3月までの9か月分ですので、そのまま比べることはできません。そこで、ここでは合併前の旧市町等が作成した平成17年度通年ベースの予算の合計と比較いたしました。18年度の総額241億8,000万円を17年度の通年ベースの予算総額231億6,081万2,000円と比較すると、4.4%の増となります。

5ページと6ページは、歳入、歳出の款別一覧です。

7ページから10ページまでが主要事業一覧表で、掲載は歳出予算科目の順としました。

それでは、予算書の内容について、主なものを説明いたします。

なお、ページの説明は、原則として見開き上段のページを申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算の総額を241億8,000万円と定めるものです。

第2条の債務負担行為及び第3条の地方債については、後ほど第2表及び第3表で説明いたします。

第4条は、歳計現金の不足時に備えて、一時的に借り入れすることができる限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

次の2ページから8ページまでは歳入歳出予算ですが、内容は13ページ以降の予算に関する説明書の中で説明いたします。

9ページをお開きください。第2表は、債務負担行為の設定です。表の1行目は固定資産基礎資料整備事業について、2行目から6行目までは各種利子補給に係るもの、7行目と8行目は旭市土地開発公社が事業用地を取得するために借り入れた資金に対する債務の保証について、それぞれの期間について設定するものです。

10ページです。第3表は地方債です。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額29億1,450万円を計上いたします。

11ページと12ページは事項別明細書の総括ですので説明を省きまして、13ページの歳入から順を追って説明いたします。

13ページです。予算書の前年度欄は、合併後の当初予算である7月から3月までの本予算の数値です。したがって比較欄は、18年度の12か月分と17年度の9か月との比較となっています。そこで、18年度当初予算と前年度との比較を分かりやすくするために、各款については、予算書の概要と同様に17年度の通年ベースの金額との比較を申し上げます。

1款市税は、前年度比、これは17年度の通年ベースと比較したのですが、1,770万5,000円、0.3%の増です。

1項1目個人市民税は、税制改正による増収と国の地方財政計画、これについては以下地財計画と申し上げますが、これらを考慮して、20億7,301万4,000円を見込みました。

2目法人市民税は、地財計画を考慮して、4億857万7,000円を見込みました。

2項1目固定資産税は、評価替えによる土地、家屋の減収を見込み、さらに償却資産は実績を考慮して、27億5,784万4,000円を見込みました。

14ページです。2目国有資産等所在市交付金及び納付金は798万6,000円を見込みました。

3項1目軽自動車税は1億2,338万1,000円を見込みました。

4項1目市たばこ税は、税率の改正を考慮して、4億9,089万5,000円を見込みました。

6項1目入湯税は、1,038万6,000円を見込みました。

7項1目都市計画税は、固定資産税の土地、家屋に準じて、2億3,904万2,000円を見込み

ました。

2 款地方譲与税は、前年度比 2 億 7,522 万 8,000 円、41.8%の増です。

1 項 1 目所得譲与税は、税源移譲により 5 億 1,200 万円を見込みました。

16 ページです。2 項 1 目自動車重量譲与税は、地財計画を考慮して、3 億 1,200 万円を見込みました。

3 項 1 目地方道路譲与税は、地財計画を考慮して、1 億 1,000 万円を見込みました。

3 款利子割交付金は、金利の低下を考慮して、前年度比 1,730 万円、45.2%の減、2,100 万円を見込みました。

4 款配当割交付金は、前年度比 914 万 3,000 円、92.8%の増、1,900 万円を見込みました。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、前年度比 2,173 万 7,000 円、960.5%の増で、2,400 万円を見込みました。

6 款地方消費税交付金は、地財計画を考慮して、前年度比 5,200 万円、7.9%の増で、7 億 1,400 万円を見込みました。

7 款自動車取得割交付金は、前年度比 2,500 万円、8.9%の増で、3 億 500 万円を見込みました。

18 ページです。8 款地方特例交付金は、地財計画を勘案して、前年度比 1,406 万 4,000 円、6.6%の減で、2 億円を見込みました。

9 款地方交付税は、地財計画による前年度比 5.9%減に、合併による増額要素を加えて、前年度比 1 億 2,100 万円、1.7%の増で、72 億円を見込みました。そのうち、普通地方交付税は 63 億円、特別地方交付税は 9 億円です。

10 款交通安全対策特別交付金は、前年度比 76 万 1,000 円、4.8%の減で、1,500 万円を見込みました。

11 款分担金及び負担金は、前年度比 7,208 万 3,000 円、9.1%の減で、7 億 1,852 万 7,000 円を見込みました。

1 項 1 目民生費負担金、2 節児童福祉費負担金の説明欄 2 番の保育所運営費負担金が合併に伴う保育料の統一で減となりました。

12 款使用料及び手数料は、前年度比 2,190 万円、5.4%の減で、3 億 8,043 万 4,000 円を見込みました。

21 ページです。13 款国庫支出金は、前年度比 5 億 1,715 万円、43.1%の増で、17 億 1,580 万 8,000 円を見込みました。

1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金が増で、22ページです。2 節児童福祉費国庫負担金の説明欄 1 番の児童扶養手当と 2 番と 3 番の児童手当の負担率が引き下げられますが、旧 3 町では県事業であった児童扶養手当給付事業が新市の事業になり、また児童手当の支給対象が小学校第 3 学年修了までから第 6 学年修了までに引き上げられるため、増となるものです。さらに 3 節生活保護費国庫負担金も増ですが、これも生活保護扶助費が旧 3 町から新市の事業となったことによるものです。

24ページです。2 項国庫補助金、3 目土木費国庫補助金が増で、1 節道路橋梁費国庫補助金で従来型の国庫補助金に加え、市単独事業が交付対象となる説明欄の 4 番と 5 番、それに 2 節都市計画費国庫補助金の説明欄の 2 番と 3 番のまちづくり交付金が増となります。

25ページです。3 節住宅費国庫補助金で、説明欄 3 番の市営住宅耐震改修等事業補助金が新規です。

4 目消防費国庫補助金が増で、防火水槽整備補助金が増となります。

5 目教育費国庫補助金が増で、小・中学校施設の耐震診断調査の実施により、2 節小学校費国庫補助金、説明欄 3 番の小学校耐震改修等事業費補助金と 3 節中学校費国庫補助金、5 番の中学校耐震改修等事業費補助金は、他の公共施設に先駆けて小・中学校の耐震診断を行うためのものです。

26ページです。14 款県支出金は、前年度比 8,972 万 2,000 円、8.5% の増で、11 億 5,133 万 6,000 円を見込みました。

1 項県負担金、1 目民生費県負担金が増ですが、要因は、国庫負担金と同様に児童手当の給付対象が引き上げられるためでございます。

飛んで 33 ページです。15 款財産収入は、前年度比 7,137 万 4,000 円、89.2% の減で、859 万 8,000 円を見込みました。

35 ページです。16 款寄附金は、前年度比 468 万 6,000 円、49.2% の減で、483 万 5,000 円を見込みました。これは 3 目 2 節の水産業寄附金の減によるものです。

36 ページです。17 款繰入金は、前年度比 4 億 3,755 万 8,000 円、29.9% の減で、10 億 2,518 万 5,000 円を見込みました。2 項基金繰入金では、各基金の繰入金が減となります。

18 款繰越金は、前年度比 2,538 万 5,000 円、4.8% の減で、5 億円を見込みました。

19 款諸収入は、前年度比 2,441 万 4,000 円、12.7% の増で、2 億 1,669 万 2,000 円を見込みました。

39 ページです。20 款市債は、前年度比 5 億 3,120 万円、22.3% の増で、29 億 1,450 万円を計

上しました。

40ページです。1項6目住民税減税補てん債の市税減税補てん債及び7目臨時財政対策債は、平成18年度の発行可能見込額を計上しました。

新規発行分としては、3目土木債の旭中央病院アクセス道整備事業債、文化の杜公園整備事業債、あさひ健康パーク整備事業債を計上しました。

また、合併特例債は、1目総務費の説明欄1番の地域振興基金債と2番のコミュニティバス整備事業債、3目土木債の旭中央病院アクセス道整備事業債、5目教育費の海上中学校建設事業債を予定いたします。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて、歳出について説明いたします。

44ページをお開きください。1款議会費は、前年度比2億2,935万2,000円、49.3%の減です。理由は、1項1目議会費で、市議会議員数の減により議員報酬等が減となります。

飛んで63ページです。2款総務費は、前年度比3億496万8,000円、8.7%の増となります。

7目企画費の説明欄2番の総合計画策定事業が増、64ページです。説明欄4番医療福祉・食・交流の郷づくり事業は、中学生による新しいまちづくり提案事業、幽学の里交流事業を予定しています。

66ページです。8目電子計算費は、前年度の電算システム統合事業がなくなったため、減となります。また、説明欄5番の統合型地理情報システム整備事業が増で、17年度からの2か年事業の今年度は、共用地図データを作成するものです。

飛んで68ページです。10目地域振興費の説明欄2番のコミュニティ育成事業が増で、地区集会施設建設事業を2地区に、地区集会施設修繕事業を5地区に、そのほか祭り用品購入助成事業に補助を予定しています。

3番のコミュニティバス等運行事業が増で、旭地区の試行運行を本格運行とするため、停留所の標識と車両購入費を計上しました。

5番の基金積立金が増で、新市建設計画において、平成17年度から19年度の3か年で合計18億6,300万円の地域振興基金の積み立てを予定したものの2年目となります。

71ページです。11目諸費の説明欄3番の防犯対策事務費は増で、小学校3年生と4年生に配布する防犯ブザーの購入で、これで新1年生から4年生までの中・低学年は全員防犯ブザーを所持することになります。その他、防犯パトロール車、防犯指導員用ジャンパー、帽子等の購入を予定しています。

飛んで75ページです。2項徴税費、2目賦課徴収費の説明欄3番の固定資産基礎資料整備事業は増で、固定資産評価基準に沿った地番図等の作成です。

飛んで79ページです。4項選挙費、3目千葉県議会議員選挙費は、任期満了に伴う選挙執行経費です。

飛んで82ページです。5項統計調査費、2目委託統計調査費は、前年度の国勢調査費がなくなったため、減です。

飛んで88ページです。3款民生費は、前年度比3億4,788万円、6.9%の増です。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の説明欄3番の地域福祉計画策定事業は増で、市民アンケート調査の委託料を計上するものです。

90ページです。説明欄9番の難病療養者医療助成事業は増で、申請者が増えたためです。

7番のあさひ健康福祉センター運営事業、12番の海上ふれあいサポートセンター運営事業と13番の飯岡福祉センター運営事業が、指定管理者制度の導入となります。

92ページです。2目障害者福祉費、説明欄2番の障害者福祉計画策定事業は増で、市民アンケート調査の委託料を計上するものです。

説明欄3番の家族介護用品給付事業、4番の障害者(児)ホームヘルプ支援事業、5番の障害者(児)デイ・サービス支援事業は、いずれも利用者、入所者の増により、増となります。

飛んで98ページです。4目国民健康保険費の説明欄2番の国民健康保険事業特別会計繰出金は、その他繰出金がなくなったため、減となります。

飛んで100ページです。2項老人福祉費、1目老人福祉総務費の説明欄5番の長寿祝金支給事業は支給対象者が増、6番の敬老大会開催事業も増、8番のシルバー人材センター助成事業は、運営費補助金が増になります。

102ページです。11番の老人保健特別会計繰出金も増となります。

2目生活支援費の説明欄2番の介護予防事業、105ページになります。7番の配食サービス事業、8番の家族介護用品給付事業は、介護特別会計への移行により減、10番の外出支援サービス事業、11番の地域ふれあい交流事業は、市内全域で実施するため増となります。

飛んで106ページです。3目介護保険費の説明欄4番の介護保険事業特別会計繰出金は、介護給付費繰出金が減です。

108ページです。3項児童福祉費、1目児童福祉総務費の説明欄6番の児童扶養手当給付事業は、旧3町で県が行っていた児童扶養手当給付事業が新市の事業になったために増、7

番のつどいの広場事業で、子育て親子の交流の場を開設する経費が増となります。

2目児童措置費の説明欄1番の児童手当給付事業は、18年度から支給対象年齢が引き上げられるために増となります。

飛んで115ページです。4目保育所費の説明欄8番のなのはな子育て応援事業では、保育所に入所していない児童を対象とした保育所行事等への参加を通じての交流や育児相談を6か所の公立保育所で予定し、9番の私立保育所次世代育成支援対策事業は、鶴巻保育園で病後児保育を実施する予定であります。

117ページです。4項生活保護費、2目扶助費は増で、旧3町では県事業であったものが新市の事業になったことと、生活保護世帯、人員の増によるものです。

飛んで120ページです。4款衛生費は、前年度比4億5,000万6,000円、19.4%の減です。

1項1目保健衛生総務費の説明欄3番の水道企業団負担金のうち、高度浄水施設整備事業への出資金が17年度で終了したため、減となっています。

126ページです。2目予防費の説明欄5番の基本健康診査事業が増となります。

飛んで131ページです。3目母子保健費の説明欄1番の乳幼児健康診査事業は、実施回数が増となります。

飛んで136ページです。4目環境衛生費の説明欄5番の合併処理浄化槽設置促進事業は、国・県の補助金の見直しにより減となっています。

飛んで142ページです。2項1目清掃総務費では、東総衛生組合負担金が減となっています。

飛んで148ページです。5款労働費は、前年度比535万1,000円、16.1%の増です。

2目働く婦人の家費、説明欄1番の職員給与費で、職員増によるものです。

飛んで162ページです。6款農林水産業費は、前年度比4,121万6,000円、3.2%の減です。

3目農業振興費の説明欄12番の経営構造対策事業が減、164ページになります。16番の環境にやさしい農業推進対策事業が増となります。

4目畜産振興費の説明欄2番の家畜防疫対策事業が増、3番のバイオマスの環づくり推進事業、4番のさわやか畜産総合展開事業が新規事業です。

166ページです。5目農地費の説明欄2番の農道等維持管理事業、3番の土地改良施設等維持管理負担金が増、5番の農村総合整備事業が減、168ページです。6番の基盤整備促進事業、9番の仁玉川補修事業が減、10番の土地改良事業費償還負担金で、県営排水対策特別事業負担金及び東総用水公団営事業負担金が17年度で償還が終了したため、減となります。

170ページです。説明欄13番の農村環境保全向上活動支援実験事業は新規です。

172ページです。2項1目林業総務費の説明欄4番の生活環境保全林整備事業は増です。

174ページです。3項水産業費、2目水産振興費は、前年度に地域水産物供給基盤整備事業があったため、減です。

飛んで180ページです。7款商工費は、前年度比4,636万9,000円、17.1%の増です。

2目商工振興費、説明欄1番の商工業振興事務費で、19節商工会合併記念事業補助金を新規に計上しました。

飛んで184ページです。3目観光費の説明欄3番の観光イベント事業で、袋公園桜まつり、海水浴場、YOU遊フェスティバルなどの各種イベントの開催を予定しております。

飛んで198ページです。8款土木費は、前年度比5億6,788万1,000円、33.5%の増です。

3目道路新設改良費の説明欄4番の旭中央病院アクセス道整備事業は、南北線の用地測量、JR跨線橋の予備設計、東西線の道路整備委託を予定しています。

5番の干潟地区の1の002号線交通安全施設整備事業では、東総運動場東から大原幽学公園南入り口付近まで歩道の整備を予定しております。

飛んで201ページです。3項都市計画費、1目都市計画総務費の説明欄2番の都市計画総務事務費は、おおむね5年ごとに実施する都市計画基礎調査を行う予定です。

飛んで203ページです。2目街路費の説明欄3番の街路整備事業（谷丁場遊正線）が増で、橋梁、道路設計、測量等を予定しています。

204ページです。3目都市下水道費は増です。理由は、説明欄2番の下水道事業特別会計繰出金によるものです。

206ページです。4目公園費の説明欄3番の袋公園整備事業が増で、トイレ、照明灯、桜の植栽、擬木柵等を整備する予定です。

4番の文化の杜公園整備事業も増で、基本設計、用地買収を行う予定です。

5番のあさひ健康パーク整備事業も増で、あさひ健康福祉センター周辺に18ホール、約1万8,000平方メートルのパークゴルフ場を整備する予定です。

飛んで210ページです。4項住宅費、1目住宅管理費の説明欄5番の市営住宅耐震診断調査事業は、飯岡地区の双葉団地A棟と下永井団地の2棟の耐震診断調査を予定しています。

飛んで216ページです。9款消防費は、前年度比1,322万5,000円、1.1%の減です。

1項1目常備消防費の説明欄3番の消防車両整備事業は、飯岡分署に配備の水槽付ポンプ自動車と救急車を更新するものです。

218ページです。2目非常備消防費の説明欄3番の消防施設強化事業は、防火衣、無線受信機を整備するものです。

5番の消防施設整備事業は、耐震性防火水槽の設置と既存の防火水槽の有蓋化等をするものです。

6番の消防庫整備事業は、旭方面隊第3分団第3部と海上方面隊第3分団第2部の消防庫の改築をするものです。

220ページです。説明欄7番の消防車両整備事業は、旭方面隊のタンク車1台と飯岡方面隊の小型ポンプ積載車4台を更新するものです。

3目災害対策費の説明欄1番の防災対策事業は、防災アセスメント調査を実施するものです。

222ページです。説明欄3番の国民保護計画策定事業は、国民保護法が制定されたことに伴い、市町村が行う措置についての計画を策定するものです。

飛んで228ページです。10款教育費は、前年度比5億2,847万1,000円、19.4%の増です。

2目事務局費の説明欄10番の沖縄交流事業は、市内の小学校児童による沖縄県中城村の児童との交流の補助金を計上します。

飛んで234ページです。2項小学校費、1目学校管理費の説明欄4番の小学校耐震診断調査事業は、中央小、豊畑小、共和小、干潟小、鶴巻小、滝郷小、櫻鳴小、飯岡小、三川小の9校の耐震診断調査の実施を予定します。

236ページです。2目教育振興費の説明欄7番の放課後児童健全育成事業は、児童クラブを、既設の7か所に加えて、3か所で新設を予定しております。

飛んで239ページです。3項中学校費、1目学校管理費の説明欄3番の中学校耐震診断調査事業は、一中、二中、干潟中の3校の耐震診断調査を予定します。

5番の海上中学校建設事業は、18年度分の校舎等改築工事、屋外運動場整備工事、施工監理委託の費用を計上します。

240ページです。6番の第二中学校改築事業は、屋内運動場の耐力度調査、基本設計、実施設計、北校舎の耐力度調査、基本設計を予定しています。

飛んで244ページです。3項教育振興費の説明欄8番の課外活動支援事業は、中学校全校で陸上競技や野球など12種目において専門指導者の派遣を受けるため、増となります。

247ページです。4項社会教育費、1目社会教育総務費の説明欄5番の地域子ども教室事業は、市内各地区で開催するため、増となります。

飛んで254ページです。4目図書館費の説明欄3番の図書館情報サービス提供事業は、インターネットでの本の検索・予約ができる蔵書検索システムの拡充等によるものです。

5目青年の家費は減です。前年度に体育館照明増設工事があったためです。

飛んで263ページです。10目歴史民族資料館費は減で、臨時雇いの賃金の減によるものです。

飛んで282ページです。11款災害復旧費は科目設定です。

飛んで286ページです。12款公債費は、前年度比2,709万円、0.9%の増です。

288ページです。13款諸支出金は、前年度比2,784万8,000円、1.7%の減です。2項公営企業費と3項土地開発基金費への繰出金が減となります。

飛んで292ページです。14款予備費は4,000万円を計上するものです。

以上で歳出の説明を終わります。

続いて、293ページから297ページまでが、特別職及び一般職の給与費明細書です。

298ページから301ページの表は、債務負担行為の調書で、支出が翌年度以降にわたるものについて、前年度末までの支出額または見込みと当該年度以降の支出予定額等です。

302ページは、地方債の現在高の見込みに関する調書で、17年度末の見込額は254億1,616万5,000円です。18年度中の起債見込額は29億1,450万円で、18年度中の元金償還見込額は24億3,055万4,000円ですので、差し引き4億8,394万6,000円の増となり、平成18年度末の現在高は259億11万1,000円となる見込みです。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

保険年金課長（増田富雄） 議案第2号 平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の303ページをお開きください。第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を、事業勘定は69億6,600万円、施設勘定は6,960万円と定めるものです。

第2条の一時借入金は、限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、各項において流用できる経費を、給料、職員手当等及び共済費並びに保険給付費と定めるものです。

次の304ページから310ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は311ページ以

降の国民健康保険事業特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

311ページと312ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省きまして、313ページの歳入から予算の内容について順を追ってご説明いたします。

それでは、313ページをお開きください。1款国民健康保険税は、合計で28億1,818万1,000円、前年度通年ベースに対し5,293万6,000円、1.8%の減を見込みました。

主なものとしては、1項1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分に21億5,731万円、2節介護納付金分現年課税分に2億4,669万6,000円、2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分に2億367万8,000円、2節介護納付金分現年課税分に1,638万1,000円を見込みました。

また、一般被保険者、退職被保険者等を合わせた額では、医療給付費分現年課税分が23億6,098万8,000円、介護納付金分現年課税分が2億6,307万7,000円であります。

なお、国保税の税率ですが、平成17年度は合併前の市町の税率で課税しましたので不均一でありましたが、平成18年度は均一となっております。医療給付費分が、所得割8.0%、資産割40%、均等割1万5,000円、平等割2万円、課税限度額は53万円です。介護納付金分が、所得割1.2%、均等割1万2,000円、課税限度額は8万円です。

314ページになります。4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金は19億1,387万6,000円で、一般被保険者の療養給付費負担金に13億5,882万円、老人保健医療費拠出金負担金に3億3,492万8,000円、介護納付金負担金に2億2,012万7,000円を見込みました。

2目高額医療費共同事業負担金は、市が納付する拠出金に対して国・県がそれぞれ4分の1を負担するもので、国の負担分を4,865万2,000円と見込みました。

315ページになります。2項国庫補助金、1目財政調整交付金は3億9,054万7,000円で、普通調整交付金に3億8,054万7,000円、特別調整交付金に1,000万円を見込みました。

5款療養給付費等交付金は5億1,991万円を見込みました。これは退職被保険者等の医療費等に対する交付金であります。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金は、国と同じ4,865万2,000円を見込みました。

316ページになります。2項県補助金、1目県財政調整交付金は3億4,622万5,000円で、普通調整交付金に3億1,959万2,000円、特別調整交付金に2,663万3,000円を見込みました。

県財政調整交付金は、三位一体改革の一環として市町村国保財政の安定化に対する県の役割・権限の強化を図るため、平成17年度に創設されたものであります。

7款共同事業交付金は1億3,674万1,000円を見込みました。これは1か月70万円以上の高額医療に対する交付金であります。

317ページになります。9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は3億1,083万円を見込みました。これはすべてルール分の繰り入れでありまして、内訳は、1節保険基盤安定繰入金が1億7,294万円で、保険税軽減分に1億2,723万8,000円、保険者支援分に4,570万2,000円を見込みました。

2節職員給与費等繰入金は4,885万3,000円、3節出産育児一時金等繰入金は5,000万円、4節財政安定化支援事業繰入金は3,903万7,000円を見込みました。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は2億1,900万円を見込みました。

10款繰越金は2億1,000円を見込みました。

飛びまして319ページになります。11款諸収入、3項雑入、1目一般被保険者第三者納付金600万円は、交通事故等による第三者納付金であります。

5目雑入は、人間ドック自己負担収入で278万8,000円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

320ページになります。総務費1項1目一般管理費は3,180万3,000円を見込みました。

飛びまして323ページになります。2款保険給付費、1項療養諸費は合計で43億3,567万1,000円、前年度通年ベースに対し9,881万7,000円、2.3%の増を見込みました。内訳として、1目一般被保険者療養給付費に36億7,000万円、2目退職被保険者等療養給付費に5億9,000万円、3目一般被保険者療養費に4,300万円、324ページになります。4目退職被保険者等療養費に700万円、5目妊婦付加金に1,000万円、6目審査支払手数料に1,567万1,000円を見込みました。

2項高額療養費は4億2,000万円を見込みました。内訳として、1目一般被保険者高額療養費に3億7,000万円、2目退職被保険者等高額療養費に5,000万円を見込みました。

325ページになります。4項1目出産育児一時金の7,500万円は、1件当たり30万円で250件を見込みました。

326ページになります。5項1目葬祭費の6,500万円は、1件当たり10万円で650件を見込みました。

3款1項老人保健拠出金は10億8,077万7,000円を見込みました。内訳は、1目老人保健医

療費拠出金が10億6,525万2,000円、2目老人保健事務費拠出金が1,552万5,000円であります。

327ページになります。4款1項1目介護納付金は6億4,743万4,000円を見込みました。これは、国保加入者のうち40歳以上65歳未満の第2号被保険者分の納付金として、支払基金に納めるものであります。

5款1項1目高額医療費共同事業拠出金は1億9,461万1,000円を見込みました。

6款保健事業費は3,136万円を見込みました。主な事業としては、人間ドック検査費用の85%を助成する短期人間ドック事業が1,859万4,000円であります。

328ページになります。医療費通知事業が299万7,000円、健康優良家庭表彰事業が235万円、新規事業となります国保保健指導事業が435万5,000円で、55歳以上の被保険者から2,000人を抽出して生活習慣調査を実施し、結果を基に生活習慣病予防を指導することにより医療費の適正化に努めるものであります。

飛びまして331ページになります。9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は728万6,000円を見込みました。これは過年度分の保険税還付金が主なものであります。

333ページは給与費明細書であります。

続いて、施設勘定についてご説明いたします。

335ページと336ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省きまして、337ページの歳入から予算の内容について順を追ってご説明いたします。

それでは、337ページをお開きください。1款診療収入、1項外来収入は5,439万3,000円、前年度通年ベースに対し344万2,000円、6.8%の増を見込みました。主なものとしては、1目国民健康保険診療報酬収入が1,093万2,000円、2目社会保険診療報酬収入が661万2,000円、3目老人保健診療収入が2,760万円であります。

2項その他の診療収入、1目諸検査等収入は158万1,000円を見込みました。これは一般健康診査料が主なものであります。

飛びまして339ページになります。6款繰入金、1項1目他会計繰入金は710万1,000円を見込みました。

340ページになります。7款繰越金は590万円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

342ページになります。総務費1項1目一般管理費は3,675万円を見込みました。主なものは、職員2人の給与費が1,936万3,000円、事務費が1,680万8,000円であります。

飛びまして345ページになります。2款医業費、1項3目医薬品衛生材料費は2,880万円を

見込みました。

347ページから350ページは給与費明細書であります。

なお、本予算案につきましては、去る2月17日に開催されました国民健康保険運営協議会において審議いたしましたことを付け加えさせていただきます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号 平成18年度旭市老人保健特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の351ページをお開きください。第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を44億7,100万円と定めるものであります。

次の352ページ、353ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は355ページ以降の老人保健特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

355ページ、356ページは事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

357ページになります。初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款支払基金交付金は23億8,499万8,000円、前年度通年ベースに対し1億9,475万8,000円、7.5%の減を見込みました。内訳として、1 項1 目医療費交付金に23億6,511万円、2 目診査支払手数料交付金に1,988万8,000円であります。

2 款国庫支出金、1 項1 目医療費国庫負担金は13億6,032万7,000円を見込みました。

358ページになります。3 款県支出金、1 項1 目医療費県負担金は3億4,008万2,000円を見込みました。

4 款繰入金は、一般会計から3億5,500万9,000円を見込みました。

5 款繰越金は、3,000万円を見込みました。

359ページになります。6 款諸収入、3 項雑入、1 目第三者納付金58万円は、交通事故等による第三者納付金であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

360ページになります。1 款総務費は1,492万8,000円を見込みました。内訳として、老人保健事務費に320万2,000円を、また医療費適正化事業費は1,172万6,000円で、これは国保連合会への電算共同処理委託料とレセプト点検業務委託料が主なものであります。

361ページになります。2 款医療諸費は44億2,548万8,000円、前年度通年ベースに対し5,763万7,000円、1.3%の減を見込みました。内訳として、1 項1 目医療給付費は43億3,000万円、2 目医療費支給費は7,560万円、3 目診査支払手数料は1,988万8,000円であります。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第4号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第4号 平成18年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

それでは、予算書の363ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額を30億4,703万円と決めました。

第2条は、歳出予算中、各項目において流用できる経費は保険給付費とするものです。

次の364ページから367ページは歳入歳出予算ですが、これらの内容は369ページ以降の介護保険事業特別会計予算に関する説明書の中でご説明申し上げます。

369ページをお開きください。このページと次の370ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、ご覧いただきまして、説明を省略させていただきます。

371ページの歳入から、予算の内容について順を追って説明申し上げます。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は、納付義務者数を1万5,320人と見込み、追加議案でご審議いただく予定となっております介護保険条例の一部改正の中で定める基準額3万5,400円に所得段階に応じた6段階により調定額を見込み、5億1,613万3,000円を計上しました。保険料の内訳は、1節現年度分特別徴収保険料を年金からの天引き者を1万3,022人と見込み4億4,470万円、2節現年度分普通徴収保険料に6,905万9,000円、3節過年度分普通徴収保険料に237万4,000円をそれぞれ見込みました。

2款国庫支出金ですが、1項1目介護給付費負担金は5億1,375万5,000円を、2項1目調整交付金は1億7,308万5,000円を、4目地域支援事業交付金に432万1,000円をそれぞれ見込

みました。なお、地域支援事業とは、制度改正による18年度からの新規事業でありまして、詳細は歳出のところでご説明いたします。

372ページをお開きください。3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で9億2,035万3,000円を、2目地域支援事業交付金に408万9,000円を見込みました。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は4億5,113万1,000円を、2項1目地域支援事業交付金に216万円を見込みました。

5款財産収入は科目設定です。

6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は3億7,111万1,000円、2目地域支援事業繰入金に216万円を、3目介護保険事務費繰入金に4,416万3,000円をそれぞれ見込みました。

同じく6款繰入金の2項1目介護保険給付費準備基金繰入金3,000万円は、歳入不足額を繰り入れるものです。

374ページになります。7款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金で1,172万7,000円を見込みました。

8款諸収入、1款1目及び2項1目は科目設定です。また、2目雑入の283万9,000円は、地域支援事業の利用収入を見込みました。

以上で歳入関係の説明を終わります。

続きまして、376ページをお開きください。歳出のご説明を申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費は、一般事務費で301万1,000円を見込みました。

2項1目賦課徴収費は、賦課徴収に係る事務経費384万1,000円を見込みました。

3項1目介護認定審査会費は、毎週2回、年96回の審査会開催を見込み、その経費として2,142万円を見込みました。378ページになります。2目認定調査費は1,635万1,000円を見込みました。

4項1目趣旨普及費は介護保険制度の啓発に係る経費130万7,000円を見込み、5項1目運営協議会費は23万4,000円を見込みました。

2款保険給付費は、第3期介護保険事業計画に基づき、平成18年度分は、居宅サービス対象利用者を1,087人、施設サービス対象利用者を536人と見込み、また、制度改正による18年4月から実施される新しいサービスである地域密着型介護サービス給付費を加味し、保険給付費総額を29億6,888万円で、合併前の旧市町が作成した平成17年度通年ベースの予算の数値と比較すると5,574万3,000円、1.8%の減となっております。

1 項 1 目居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護などのサービス給付費で、9 億1,040万7,000円を見込みました。

次に、380ページになります。2 目地域密着型介護サービス給付費ですが、高齢者が中重度の要介護状態になっても可能な限り住みなれた自宅または地域で生活を継続できるようにすることを目的に、原則として市民のみが利用可能で、市町村単位で適正なサービスの基盤整備を計画し、指定や指導監督は市が行うものです。サービスの種類としましては、グループホーム・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・30人未満の小規模特別養護老人ホームなどがこれにあたり、18年度から新たに開始されるサービスで、1 億5,785万9,000円を計上いたしました。

次に、3 目施設介護サービス給付費は、介護3施設と言われます老人福祉施設、老人保健施設及び療養型医療施設利用者に対するサービス給付費で、15億9,490万3,000円を見込みました。

4 目居宅介護福祉用具購入費は、入浴補助用具等の購入費で、582万1,000円を見込みました。

5 目居宅介護住宅改修費は、手すり等の住宅を改修した場合の給付費で、1,260万8,000円を見込みました。

6 目居宅介護サービス計画給付費は、ケアプランの作成費で、9,353万5,000円を見込みました。

2 項は介護予防サービス等諸費で、制度改正により名称が変わり、17年度までの支援サービス等諸費のことです。1 目介護予防サービス給付費3,338万4,000円、382ページになります。2 目地域密着型介護予防サービス給付費67万9,000円、3 目介護予防福祉用具購入費9万円、4 目介護予防住宅改修費104万円、5 目介護予防サービス計画給付費956万3,000円をそれぞれ見込みました。

3 項 1 目審査支払手数料は、千葉県国保連合会が行う審査に係る手数料で、380万円を見込みました。

次に、4 項 1 目高額介護サービス費は、2,199万9,000円を、384ページになります。2 目高額介護予防サービス費は科目設定です。

5 項特定入所者介護サービス等費は、昨年10月からの制度改正に伴う低所得者対策の補足給付で、1 目特定入所者介護サービス費に1 億2,318万9,000円を見込み、2 目特定入所者支援サービス費は科目設定です。

3 款財政安定化基金拠出金は、平成18年度から20年度の計画ベースにおける標準給付費見込額の0.1%を3年間に割り振り、千葉県財政安定化基金へ拠出するもので、322万7,000円を見込みました。

4 款基金積立金は科目設定です。

5 款の地域支援事業費ですが、18年度から創設された新しい事業です。地域支援事業では、要支援・要介護になる可能性のある高齢者を対象に、要支援・要介護になることの防止のためのサービスを提供するものです。

1 項の介護予防事業では、第1号被保険者を対象に、要支援・要介護状態の予防、軽減、悪化防止のための事業費で、一般会計で実施している事業の中で、本事業の目的に合った特定高齢者分の事業費を介護会計に計上したもので、1目介護予防特定高齢者施策事業費に1,200万2,000円、次の386ページになります。2目介護予防一般高齢者施策事業費に402万8,000円を見込みました。

また、2項包括的支援事業・任意事業費ですが、旭市では、地域包括支援センターの設置を19年度から予定しておりますので、18年度は包括的支援事業の予算計上はありませんが、包括的支援事業では、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談、権利擁護事業などがこれにあたります。したがって、1目任意事業として252万8,000円を見込んだところであります。

続きまして、388ページになります。6款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金は、過年度保険料還付金で19万7,000円を見込み、2目償還金は国庫負担金等の過年度分返還金で科目設定です。

7 款予備費は、1,000万円計上いたしました。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、下の389ページは給与費明細書になります。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 山崎健次 登壇）

下水道課長（山崎健次） 議案第5号 平成18年度旭市下水道事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の391ページをお開きください。平成18年度当初予算の総額は、第1条に

ございますように、歳入歳出をそれぞれ7億7,800万円に定めるものでございます。これは、前年度比較9,440万円、13.8%の増でございます。

第2条の地方債につきましては、第2表でご説明申し上げます。

第3条の一時借入金は、最高額を2億円に定めるものでございます。

次の392ページから394ページの各款ごとの予算につきましては、提案理由で申し上げておりますので、割愛させていただきます。

395ページをお開きください。第2表地方債でありますけれども、限度額1億6,900万円を計上するものでございます。内容であります、幹線管渠、面整備等を対象としまして、起債の算定をしたものでございます。

397ページ及び398ページは事項別明細書の総括でございます。これらの内容につきましては、399ページ以降の予算科目ごとにご説明申し上げます。

399ページをお開きください。1款分担金及び負担金、1項1目下水道事業負担金は3,430万6,000円で、対前年度比較913万7,000円、21.0%の減でございます。これは下水道事業受益者負担金でございまして、平成17年3月までに供用を開始した137.9ヘクタールの区域で分割納付される方の18年度納付分と、平成18年3月に新たに供用開始します袋地区の一部1.8ヘクタールの受益者負担金を推定し、計上いたしました。

また、平成18年3月末に新たに供用開始する八地区の2.0ヘクタール分につきましては、開発行為によって下水道管が設置され、市に所属していることから工事費と受益者負担金を相殺するので、新たな受益者負担金の発生はございません。

2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は4,624万4,000円で、対前年度比較916万4,000円、24.7%の増でございます。これは下水道の使用料金でありまして、17年度の実績を基に推定して計上しました。

2項1目下水道手数料は14万4,000円で、対前年度比較4万8,000円、50.0%の増でございます。内容は、旭市下水道排水設備指定工事店の更新手数料でございます。

なお、指定工事店は、一度登録しますと3年間有効でございます。

3款国庫支出金、1項1目下水道事業費国庫補助金は6,400万円で、対前年度比較3,200万円、100.0%の増でございます。これは国庫補助対象事業に対します国からの補助金でございまして、18年度は事業費の増大による大きな要因となっております。なお、補助率につきましては2分の1でございます。

400ページをお開きください。4款財産収入、1項1目利子及び配当金1,000円は、科目設

定でございます。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は 4 億 1,820 万 2,000 円でございます。対前年度比較 7,168 万 5,000 円、20.7%の増でございます。歳入歳出の差し引き分を一般会計から繰り入れるものでございます。

2 項 1 目財政調整基金繰入金は 2,500 万円で、対前年度比較 1,025 万 5,000 円、69.5%の増でございます。旭市下水道財政調整基金から下水道事業特別会計の健全な運営に資するため繰り入れるものでございます。

401 ページをお開きください。6 款繰越金、1 項 1 目繰越金は 2,100 万円で、対前年度比較 2,100 万円、皆増でございます。内容は、平成 17 年度からの繰越金でございます。

7 款諸収入、1 項 1 目延滞金及び 2 項 1 目市預金利子のいずれも 1,000 円は、前年度と同様に科目設定でございます。

一番下段の 3 項 1 目雑入は 10 万 1,000 円で、対前年度比較 4,149 万 2,000 円、99.8%の減となっております。これは、消費税及び地方消費税還付金の科目設定 1,000 円と、財団法人日本下水道協会からの広報活動助成金 10 万円でございます。消費税につきましては、平成 18 年度は納付となる見込みでございます。

次に、402 ページをお開きください。8 款市債、1 項 1 目下水道債は 1 億 6,900 万円で、対前年度比較 4,440 万円、35.6%の増でございます。これは、対象工事費から国の補助金を除き、補助対象分・単独事業分の起債区分により算定するもので、建設事業の工事費が起債の対象となるものでございます。

以上で歳入関係の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

403 ページをご覧ください。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は 7,081 万 7,000 円で、対前年度比較 1,599 万 5,000 円、29.2%の増でございます。主な内容としたしましては、説明欄 1 の一般事務関係職員給与費で、7 人分 5,890 万 8,000 円でございます。

説明欄 2 の一般管理事務費は 922 万 1,000 円でございます。

404 ページをお開きください。一般管理事務費の 14 節使用料及び賃借料の事務機器賃借料 404 万 2,000 円は、下水道台帳システム、下水道料金システム、下水道受益者負担金システムなどの借上げ料が含まれております。

説明欄 3 の下水道普及促進費、8 節報償費の報奨金は 83 万 9,000 円で、受益者負担金の前納報奨金でございます。受益者負担金を納期前に納付した場合、最高で 10%、10 万円を限度

としまして報奨金を交付するものでございます。

405ページの19節負担金補助及び交付金、水洗便所他改造資金補助金は170万円で、下水道加入者の負担の軽減と水洗化率の向上を図るために、宅内排水設備改造工事を使用できるようになってから1年以内実施した場合は4万円、2年以内は3万円、3年以内は2万円の補助金を交付するものでございまして、過去の実績から18年度分を推計しております。

また、水洗便所他改造資金利子補給金につきましては、宅内排水設備改造工事費を金融機関より融資を受けた場合に、借り入れ限度額100万円、返済期間を3年としまして利子の補給を行うものでございまして、18年度新たに利子補給を受ける方5件分を見込んでいるものでございます。

次に、2款事業費、1項1目維持管理費は1億3,087万4,000円でございます。対前年度比較2,906万6,000円、28.5%の増となっております。

説明欄2の施設維持管理費の主な内容といたしまして、11節需用費、消耗品費は423万4,000円でございます。水質検査用の試薬、それから放流水殺菌用の薬剤、汚泥処理用の薬剤及び施設維持管理用の消耗品でございます。

406ページをお開きください。光熱水費は745万8,000円でございます。終末処理場の施設運転に伴う電気、ガス、水道料金でございます。

修繕料につきましては495万3,000円で、曝気装置のオーバーホールほか処理場の機械設備等の修繕でございます。緊急用に充てる分も含まれております。

13節委託料、庁舎清掃委託料は168万9,000円で、処理場の管理棟及び汚泥処理棟の清掃業務の委託料でございます。

処理場運転業務委託料6,200万円、水質分析委託料304万5,000円、汚泥等運搬処理業務委託料729万6,000円、これらはいずれも下水道施設等の運転管理並びに汚泥処分等に必要な業務でございます。専門業者に委託するものでございます。

15節工事請負費は、管渠工事費500万円で、前年度同様に緊急用に充てるためのものでございます。

407ページになります。2項1目工事費は2億5,539万3,000円、対前年度比較7,835万4,000円、44.3%の増でございます。増の主な内容といたしましては、説明欄1の下水道建設事業、13節委託料の幹線管渠整備委託料1億2,425万円は、イ・ロ地区の旭駅前污水幹線の354.5メートルの整備と工損調査を予定しております。

また、15節工事請負費の管渠工事は8,820万円で、先ほどと同様にイ・ロ地区の4.2ヘクタ

ールの面整備工事を予定していることと、17年度に面整備工事を実施いたしました二袋地先の舗装復旧工事を予定しております。

408ページをお開き願います。19節負担金補助及び交付金の水道管・ガス管切り回し工事の負担金のそれぞれ1,575万円は、面整備工事に伴い支障となる水道管・ガス管の切り回し工事の負担金でございます。

道路掘削復旧費負担金735万円は、17年度に幹線管渠の工事を実施しました二袋地先の市道につきまして建設課が道路維持補修工事を行うため、舗装復旧分を負担するものでございます。

また、22節補償補填及び賠償金210万円は、下水道工事に伴い建築物等への被害が発生した場合の補償金と電柱移設等の補償金を予定しております。

3款公債費、1項1目元金は2億1,930万5,000円で、対前年度比較1,735万6,000円、8.6%の増でございます。これは下水道債の償還元金でございます。

1項2目利子は9,861万1,000円で、対前年度比較284万8,000円、2.8%の減でございます。これは下水道債の償還利子でございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、410ページをお開き願います。給与費明細書でございます。1の特別職は、公共下水道事業審議会委員9人分の報酬でございます。

411ページは一般職についての総括でございます。職員数、給与費、共済費等について対前年度との比較表でございます。

412ページから414ページにつきましては、ご覧いただくことで割愛させていただきます。

415ページになります。最後になりますけれども、地方債の現在高の見込みに関する調査でございます。平成18年度末の現在高見込額につきましては、おおむね43億5,000万円となる見込みでございます。

以上で、議案第5号の補足説明を終わらせていただきます。

議長（鈴木正道） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

農水産課長（堀江隆夫） 議案第6号 平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、農業集落排水事業の普及状況につきまして申し上げます。

平成18年1月末におけます江ヶ崎地区の状況は、処理区域内人口1,402名に対しまして使用人口は988名で、普及率70.5%であります。琴田地区は、処理区域内人口673名に対しまして使用人口は387名で、普及率56.2%であります。

それでは、予算書の417ページをお開き願います。平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4,859万円と決めました。

次の418ページの歳入歳出予算から422ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括までの説明は省きまして、423ページの歳入から、予算の順を追って説明を申し上げます。

それでは、423ページをお開き願います。1款分担金及び負担金、1項1目受益者分担金は168万円を計上いたしました。内訳といたしましては、江ヶ崎地区、琴田地区それぞれ2件の受益者分担金を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項1目施設使用料は1,283万3,000円を計上いたしました。施設使用料は、現に農業集落排水施設を使用している世帯数及び新規に使用する世帯数を見込んでおります。内訳といたしましては、江ヶ崎地区は使用戸数205戸、922万4,000円を見込んでおり、琴田地区につきましては使用戸数79戸及び新規2戸で、360万9,000円を見込んでおります。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は3,407万3,000円を見込んでおります。歳入歳出の差し引き不足額を一般会計から繰り入れするものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出につきまして説明をさせていただきます。

1款総務費、1項1目一般管理費は、農業集落排水事業に係る職員の人件費及び管理経費907万円を計上いたしました。説明欄1の農業集落排水関係職員給与費は841万8,000円、説明欄2の一般管理事務費は65万2,000円であります。

426ページをお開き願います。2款事業費、1項1目維持管理費は、各経費の実績を勘案しまして、1,428万1,000円を計上いたしました。説明欄1の江ヶ崎地区排水施設維持管理費は949万9,000円で、主たるものは光熱水費でございます。294万円を計上。修繕費138万5,000円、維持管理業務委託料355万7,000円であります。

19節負担金補助及び交付金43万円の内訳につきましてご説明をいたします。水洗便所他改造資金利子補給補助金は、取扱金融機関から改造資金の融資を受けた者に対して3年以内の利子補給を行うもので、新規分2件、3万円を計上しております。また取出管工事補助金は、新たに取り出し等の工事を実施した場合、工事費用の2分の1以内、20万円を限度として補

助するもので、2件、40万円を計上しております。

続きまして、説明欄2の琴田地区排水施設維持管理費は478万2,000円で、主たるものは光熱水費130万8,000円、維持管理業務委託料230万8,000円であります。

19節負担金補助及び交付金23万円の内訳につきましてご説明いたします。水洗便所他改造資金利子補給補助金は、新規分2件3万円を計上しております。

続きまして、428ページをお開き願います。取出管工事補助金は1件、20万円を計上しております。

次に、2目資源循環事業費138万3,000円は、農業集落排水処理施設から排出されます汚泥を肥料として還元するための費用であります。主なものは、汚泥農地還元業務委託料の126万円であります。

次に、2項1目工事費50万円は、江ヶ崎地区の道路舗装復旧のための工事請負費でございます。

次に、3款公債費、1項1目元金1,442万6,000円、2目利子675万円は、農業集落排水整備によります借入金の償還であります。

次に、4款繰出金、一般会計繰出金168万円は、歳入の受益者分担金で受け入れた収入の全額を一般会計へ繰り出すものであります。

次に、5款予備費は50万円を計上するものであります。

次に、431ページは給与明細書で、職員数、給与費、共済費、職員手当等につきまして、対前年度と比較してございます。

432ページから434ページにつきましては、ご覧いただきまして、説明は省略させていただきます。

435ページをお開き願います。地方債の現在高に關します調書でありまして、表の右欄ですが、18年度末現在高見込額は3億4,406万2,000円であります。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 宮本英一 登壇）

水道課長（宮本英一） 続きまして、議案第7号 平成18年度旭市水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条は総則でございます。

第2条は業務の予定量でございます。給水件数を1万8,198件に、年間給水量を627万3,600立方メートルとし、1日平均給水量を1万7,188立方メートルと予定しました。

主な建設改良事業といたしまして、配水管布設及び路面復旧工事に4,625万3,000円を予定いたしました。

次に、第3条で収益的収入及び支出を、2ページの第4条で資本的収入及び支出を記載額のとおり定めました。内容につきましては、実施計画書により説明いたします。

次は3ページでございます。第5条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものでございます。

第6条は、予定支出の各項で流用ができる項を定めるものでございます。

第7条は、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用できない経費として定めるものでございます。

第8条は、高料金対策のため、一般会計から受ける補助金を1億3,416万7,000円とするものであります。

第9条は、たな卸資産の購入限度額を212万1,000円と定めるものでございまして、これは量水器の購入でございます。

次に、5ページをお開きください。平成18年度旭市水道事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1款水道事業収益16億3,799万2,000円を予定いたしました。

1項営業収益13億9,321万5,000円です。これにつきましては、1目給水収益13億6,349万8,000円は水道料金で、有収水量583万4,400立方メートルを見込みました。

2目受託工事収益2,377万5,000円は、下水道工事などに係る水道管切り回し工事の受託収益でございます。

3目その他営業収益594万2,000円は、一般会計からの消火栓維持管理負担金500万円及び各種手数料でございます。

2項営業外収益は2億4,477万7,000円を予定しました。この主な内訳ですが、1目他会計補助金1億3,416万7,000円は、一般会計からの高料金対策としての補助金であります。

2目補助金1億1,060万円は、県からの市町村水道総合対策事業補助金でございます。

次に、支出でございますが、7ページをお開きください。資本的収入及び支出の内訳でございます。

収入につきましては、1款資本的収入は2,937万4,000円を予定しました。

1項1目負担金の100万円は、消火栓設置に係る一般会計からの負担金でございます。

2項1目給水申込納付金は2,837万4,000円を予定しました。

支出につきましては、1款資本的支出は4億8,029万5,000円を予定しました、

1項1目拡張工事費4,625万3,000円は、配水管布設及び路面の復旧工事でございます。

2目固定資産取得費531万円は、量水器、器具備品などの購入費用でございます。

2項1目企業債償還金は4億2,673万2,000円を予定しました。

この資本的収支の不足額4億5,092万1,000円につきましては、恐れ入りますが、2ページの第4条の括弧書きに記載されております当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額103万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金4億4,988万8,000円で補てんするものであります。

次に、8ページをお開きください。この表は平成18年度の資金計画でございます。左側、受入資金から支払資金を引いた額、当年度予定額の欄の一番下ですが、年度末の現金を3億9,435万4,000円と予定いたしました。

次の9ページから12ページまでは職員給与費関係の明細でございます。各種の支給要件などは一般会計と同様でございます。

13ページから15ページにつきましては、平成18年度末の予定貸借対照表でございます。予定では、15ページ下から5行目になりますが、18年度純損失は5,385万6,000円、その下の欄、欠損金合計で6億7,090万2,000円となる見込みでございます。

16ページから20ページまでは、平成17年度末の予定損益計算書及び予定貸借対照表でございます。予定では、20ページ下から5行目になりますが、17年度の純損失は3,136万4,000円、その下の欄、欠損金合計では6億1,704万6,000円が見込まれます。

以上で、議案第7号についての補足説明を終了させていただきます。

議長（鈴木正道） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鍋木友孝 登壇）

病院経理課長（鍋木友孝） 議案第8号 平成18年度旭市病院事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条は総則であります。

第2条は業務の予定量であります。

1.事業量、事業計画ですが、(1)病床数986床。(2)患者数、イ.入院患者数34万2,370人、ロ.外来患者数85万8,325人。(3)介護老人保健施設、イ.入所者数3万3,398人、ロ.通所者数4,753人。2ページをお開きください。(4)養護老人ホーム、イ.入所者数1万8,104人、ロ.短期入所者数767人。(5)特別養護老人ホーム、イ.入所者数1万8,177人、ロ.短期入所者数730人。(6)ケアハウス、イ.入所者数1万4,418人。以上の人数を見込んだところであります。

2.資本的支出、建設改良計画。(1)工事費7億5,190万5,000円は、医師宿舎新築工事、内科外来増設工事、神経科病棟改修工事などを予定いたしました。(2)資産購入費21億7,608万6,000円は、病院情報システム設備整備や医療機械器具の購入を予定いたしました。

3.職員計画は1,693人であります。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額は、7ページの実施計画により説明申し上げますので、7ページをお開きください。

平成18年度旭市病院事業会計予算実施計画であります。収益的収入及び支出であります。収入につきまして、第1款病院事業収益は293億1,484万6,000円を予定いたしました。

1項医業収益は264億6,771万5,000円を見込みました。主な内訳であります。1目入院収益は133億8,050万7,000円、2目外来収益は121億9,596万7,000円を予定いたしました。診療報酬改定はマイナス3.16%ですが、当院への影響を、入院ではプラスマイナス0%、外来ではプラス1%と設定いたしました。

2項医業外収益は17億8,113万9,000円を予定いたしました。主な内訳であります。2目補助金2億711万5,000円は、臨床研修費補助金など病院の運営に対しての国・県からの各種補助金であります。

3目負担金交付金12億8,919万1,000円は、病院事業に対する一般会計からの繰入金でありまして、交付税算定額を見込んで計上いたしました。

なお、このほかに看護学校に1億2,746万円、養護老人ホームに2,071万8,000円、ケアハウスに2,534万8,000円が繰り入れられておりまして、市からの繰入金の合計は14億6,271万7,000円であります。

次の8ページをお開きください。3項看護師養成事業収益1億8,202万9,000円は、看護学生155名の授業料、寄宿舍費、繰入金などであります。

4項介護老人保健施設事業収益4億8,299万円は、入所者、通所者の介護料などです。介護保険制度は昨年10月に施設サービス費が見直され食費及び居住費が自己負担となっ

ておりますが、今回その利用料の変更も見込んでおります。

5 項養護老人ホーム事業収益 1 億3,104万8,000円は、老人保護措置費収益、使用料、繰入金などであります。

6 項特別養護老人ホーム事業収益 1 億9,996万7,000円は、入所者の介護料などであります。

7 項ケアハウス事業収益6,995万7,000円は、入所者の使用料、事務費県補助金、繰入金などであります。

次に、支出であります。1 款病院事業費用は292億7,536万円を計上いたしました。

1 項医業費用は265億6,969万6,000円であります。主な内訳であります。1 目給与費128億1,219万3,000円は、病院職員に係る給与費であります。

2 目材料費89億9,658万4,000円は、薬品、診療材料、給食材料などであります。

3 目経費27億3,865万8,000円は、光熱水費、修繕費並びに医療機器の保守料及び派遣職員に係る委託費などであります。

4 目減価償却費は18億5,059万円で、建物、器具、備品などの有形固定資産に対する償却費を計上いたしました。

2 項医業外費用は14億6,389万6,000円であります。主な内訳であります。1 目支払利息及び企業債取扱諸費 4 億5,398万1,000円、3 目雑損失 5 億1,558万2,000円、4 目繰延勘定償却 4 億6,385万円などであります。

第3 項看護師確保対策事業費用 3 億925万5,000円は、職員の給与費や学生の教育費、奨学金などであります。

次の4 項から7 項までは、いずれも各施設の職員給与費及び材料費、経費などが主な内容であります。4 項介護老人保健施設事業費用は 4 億9,420万6,000円、5 項養護老人ホーム事業費用は 1 億3,870万1,000円、6 項特別養護老人ホーム事業費用は 2 億2,488万4,000円、次の10ページをお開きください。7 項ケアハウス事業費用は6,473万1,000円であります。

9 項予備費は1,000万円を計上いたしました。

次に、11ページは資本的収入及び支出であります。1 款資本的収入は 9 億105万1,000円を予定いたしました。

1 項 1 目企業債 9 億円は、病院情報システムの設備整備事業に係る企業債であります。

3 項 1 目固定資産売却代金は105万円を見込みました。

1 款資本的支出は40億874万9,000円を計上いたしました。

1 項建設改良費、1 目工事費 7 億5,190万5,000円は、継続事業である医師宿舎新築工事の

ほか、内科外来診察室 3 室の増設や老朽化している神経科病棟の改修工事を予定いたしました。

2 目資産購入費 21 億 7,608 万 6,000 円は、電子カルテ化のための病院情報システムや、医療機械器具、各種開発費などであります。

2 項 1 目企業債償還金は 10 億 8,075 万 8,000 円であります。

ここで 4 ページに戻らせていただきます。第 4 条資本的収入及び支出の本文括弧書きであります。これは資本的収入 9 億 105 万 1,000 円、資本的支出 40 億 874 万 9,000 円により生ずる不足額 31 億 769 万 8,000 円を、損益勘定留保資金及び建設改良積立金などで補てんしようとするものであります。

第 5 条は、継続費の総額及び年割額を定めるものであります。医師宿舍新築事業と病院情報システム設備整備事業は、ともに順調に進捗しております。18 年度の年割額は、医師宿舍新築事業が 1 億 1,707 万 5,000 円、病院情報システム設備整備事業が 11 億 250 万円であります。

第 6 条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、病院情報システム設備整備事業で 9 億円を予定するものであります。

第 7 条は、一時借入金の限度額を 10 億円と定めるものであります。

第 8 条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる項を定めるものであります。

第 9 条は、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものであります。

次の 6 ページをお開きください。第 10 条は、棚卸資産の購入限度額を 103 億 8,240 万円と定めるものであります。

第 11 条は、重要な資産の取得及び処分を定めるもので、記載のとおりマルチスライス CT システムの購入など 6 件を予定いたしました。

次に、12 ページをお開きください。この表は、平成 18 年度の資金計画であります。一番下の行のとおり、年度末の差引残高を 24 億 9,866 万 9,000 円に予定いたしました。

次の 13 ページからは予定貸借対照表であります。16 ページの下から 5 行目の 8. 当年度未処分利益剰余金は、当期利益金を含めて 6 億 7,506 万 7,592 円となる見込みであります。

以下、17 ページからは平成 17 年度予定損益計算書、20 ページからは平成 17 年度予定貸借対照表、24 ページからは給与費明細書、30 ページからは実施計画内訳書、44 ページは継続費に関する調書、45 ページは債務負担に関する調書となっております。

以上で、議案第8号に対しての補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 病院経理課長の補足説明は終わります。

議案第9号について、飯岡荘支配人、登壇してください。

（飯岡荘支配人 野口國男 登壇）

飯岡荘支配人（野口國男） それでは、議案第9号 平成18年度旭市国民宿舎事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の方、1ページをお開きいただきたいと思います。第1条は総則でございます。

第2条は業務の予定量となっております。利用者数といたしまして、宿泊を2万人、休憩を1万人とし、1日平均利用者数を宿泊につきましては55人、休憩を27人と予定いたしました。

次に、2ページの第3条で収益的収入及び支出を、第4条で資本的収入及び支出を記載のとおり定めました。内容につきましては、実施計画により説明をさせていただきます。

次に、3ページの第5条は、職員給与費を議会の議決を経なければ流用できない経費として定めるものでございます。

第6条は、一般会計からの補助金を82万円と定めるものでございます。

第7条は、棚卸資産の購入限度額を6,051万8,000円とするものでございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

平成18年度旭市国民宿舎事業会計予算実施計画でございます。収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款国民宿舎事業収益を2億2,044万9,000円と予定いたしました。

第1項営業収益は、2億1,548万9,000円と予定いたしました。内訳につきましては、1目利用収益1億9,946万9,000円は宿泊料及び食事料等でございます。

2目売店収益1,350万円は、土産品及び販売機等の売上でございます。

3目その他営業収益252万円は、配膳料、違約金等でございます。

第2項営業外収益は496万円と予定いたしました。主な内容といたしまして、1目補助金102万円は、市営プール維持管理に伴う一般会計からの補助金及び経営診断に伴う社団法人国民宿舎協会からの経営改善事業補助金でございます。

2目雑収益394万円は、臨時職員の社会保険料自己負担分等でございます。

次に、支出でございますが、6ページをお開きいただきたいと思います。第1款国民宿舎事業費用は2億1,851万6,000円と予定いたしました。

第1項営業費用は、2億1,121万2,000円と予定いたしました。内訳につきましては、1目

宿舍経営費 1億9,531万3,000円は、人件費、食事材料費等でございます。

2目減価償却費は、1,560万7,000円を予定いたしました。

3目資産減耗費は、29万2,000円を予定いたしました。

第2項営業外費用530万4,000円は、1目企業債利息、2目雑支出、3目消費税を予定いたしました。

第3項予備費は200万円を予定いたしました。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。資本的支出につきましては、919万2,000円を予定いたしました。

1項建設改良費は553万3,000円と予定いたしました。内訳につきましては、1目工事費340万2,000円は、2階小広間等の改良工事を予定いたしました。

2目資産購入費213万1,000円は、客室及び食堂用備品の購入費を予定いたしました。

2項企業債償還金は265万9,000円を予定いたしました。

3目予備費は100万円を予定いたしました。

資本的支出919万2,000円の財源ですけれども、当年度分損益勘定留保資金等で補てんを予定しております。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。この表は、平成18年度旭市国民宿舎事業会計資金計画でございます。年度末の現金を9,838万9,000円と予定いたしました。

次に、13ページから15ページまでは平成18年度末の予定貸借対照表でございます。15ページの中段になりますけれども、予定では、この期間の純利益は159万3,000円で、繰越利益剰余金と合わせまして1,637万6,000円が当年度末処分利益剰余金となる見込みでございます。

以上で、議案第9号について補足説明を終了させていただきます。

議長（鈴木正道） 飯岡荘支配人の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時30分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第10号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 高埜英俊 登壇)

財政課長(高埜英俊) 議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算(第2号)について、補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。第1条は、歳入歳出にそれぞれ3億1,970万円を追加し、総額を197億2,450万円とするものです。

第2条は債務負担行為の補正であります。内容は5ページの表で説明いたします。

第3条は地方債の補正であります。内容は6ページの表で説明いたします。

2ページから4ページまでは予算の款項の補正額ですので説明を省略いたしまして、事項別明細書により説明いたします。

5ページです。第2表の債務負担行為補正は変更で、平成17年度と18年度の2か年にわたって海上中学校建設事業を実施しておりますが、17年度分の進捗状況などから18年度分の限度額を増額するものです。

6ページです。第3表の地方債補正です。追加は、南堀之内遊正線整備事業で、限度額を7,970万円とするものです。これは、旭地区の谷丁場遊正線と干潟地区の1級5号線を一つの路線として整備することとし、合併特例債を予定するものであります。

地域振興基金は、限度額を5億8,990万円とするものです。

次に、変更です。水産基盤整備事業では、補正後の限度額をゼロとするものであり、これは起債対象である県の飯岡漁港地域漁港整備事業が1,540万円から550万円に減額されたためでございます。

臨時地方道整備事業も、補正後の限度額をゼロとするものであり、これは先ほど追加の項目で説明いたしました南堀之内遊正線整備事業として、合併特例債へ振り替えるための減額です。

都市計画街路旭駅前線整備事業では、1,160万円を減じて補正後の限度額を2,900万円とするものですが、これは事業量の減と、従来国庫補助事業であったものが今年度から交付金事業に変更されたため一般公共事業債が該当しなくなりましたので、県の市町村振興資金に振り替えるものです。

海上中学校建設事業では、当初平成17年度末に40%の進捗を見込んでおりましたが、30%と見込まれることから、減額するものです。

7ページと8ページは事項別明細書の総括ですので、省略します。

9 ページです。歳入を説明いたします。11款 1 項負担金であります。1 目 2 節児童福祉費負担金の保育所運営費負担金の660万6,000円の追加は、対象児童の増加によるものです。

13款 1 項国庫負担金です。1 目 1 節社会福祉費国庫負担金の説明欄 1 の身体障害者施設訓練等支援費負担金の682万円の減額と、説明欄 2 の知的障害者施設訓練等支援費負担金の942万2,000円の減額は、入所者の減によるものです。

説明欄 4 の保険基盤安定負担金の5,905万5,000円の減額は、三位一体改革で国費から県費への変更によるものです。

2 節児童福祉費国庫負担金の1,409万9,000円の減額は、いずれも対象者の減少によるものです。

10ページです。2 項国庫補助金です。2 目 2 節児童福祉費国庫補助金の217万5,000円の追加は、国の内示により増額となります。

3 節生活保護費国庫補助金の581万1,000円の追加は、生活保護システム導入の補助額確定により計上となります。

3 目 1 節衛生費国庫補助金の596万8,000円の減額は、合併処理浄化槽の申請の減少によるものです。

4 目 1 節道路橋梁費国庫補助金の100万円の追加は、南堀之内遊正線整備事業の補助対象事業費の増により、地方道路整備臨時交付金を増額するものです。

3 節住宅費国庫補助金の258万9,000円の減額は、高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金が、いわゆる姉歯事件、構造計算偽造の緊急対策事業に充てられるため、後年度以降に繰り延べされることとなったことにより減額するものです。

5 目 3 節教育費国庫補助金の113万7,000円の減額は、海上中学校建設事業の進捗によるものです。

14款 1 項県負担金です。1 目 1 節社会福祉費県負担金の説明欄 1 の保険基盤安定負担金6,590万2,000円の追加は、三位一体改革による国庫負担金の付け替え分と対象世帯の増によるものです。

11ページです。2 項県補助金です。2 目 1 節社会福祉費県補助金の355万2,000円の減額は、医療費の決算見込みが減少となったことによるものです。

3 節児童福祉費国庫補助金の200万9,000円の減額は、説明欄 1 の一時保育促進基盤整備事業で三川保育所の増により113万1,000円の追加、説明欄 2 の私立保育所運営費等補助金で国の内示により減額となったことによるものです。

3目1節保健衛生費県補助金の808万3,000円の減額は、国庫補助金と同じく申請件数が減少となったことによるものです。

4目1節農業費県補助金の651万8,000円の追加は、説明欄2の強い農業づくり交付金で原油価格高騰対応施設園芸に対する緊急対策事業の採択によるものです。

説明欄3の農業経営基盤強化資金利子補給は、利子補給額の減によるものです。

5目1節住宅費県補助金の129万4,000円の減額は、高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助で、先ほど国庫補助で説明のとおり、県も国と同様に繰り延べされることとなります。

7目3節中学校費県補助金の25万1,000円の追加は、スポーツエキスパート活用事業の採択によるものです。

15款2節財産売払収入であります。1目1節土地売払収入は、旭駅前線の土地売却によるものです。

12ページです。17款1項特別会計繰入金であります。2目1節農業集落排水事業特別会計繰入金は、受益者分担金の増のため追加するものです。

2項基金繰入金であります。1目1節財政調整基金繰入金の1億3,732万6,000円の減額は、財源調整です。

20款市債は、先ほど6ページの第3表で説明したとおりです。

以上で、歳入の説明を終わりました。次に歳出です。

14ページです。主なものを説明いたします。

2款1項10目地域振興費は、積立金に6億2,100万円の追加で、新市建設計画において、平成17年度から19年度の3か年に、各年6億2,100万円、合計18億6,300万円の積み立てを予定したものの1年目となります。なお、財源内訳の地方債は合併特例債を予定いたします。

2項2目賦課徴収費は、備考欄23の償還金利子及び割引料の662万5,000円の追加は、法人市民税の還付増及び合併により歳出還付の対象が増えたことによるものです。

15ページから16ページの3款民生費については、いずれも歳入のところで説明のとおりです。

17ページです。4款1項3目母子保健費は、備考欄1の乳幼児医療費助成事業の233万8,000円の追加は、乳幼児医療費助成の電算システムを統合しましたが、旧市町で使用していた電算システムを解約するため必要となったものです。

飛んで19ページです。6款1項4目畜産振興費の備考欄1の畜産振興事務費は、株式会社千葉県食肉公社の産地食肉処理体制強化推進事業に対する補助であります。

21ページです。10款1項4目青少年センター費は、小学生の防犯対策で、子ども110番の看板などの作成費です。

22ページです。13款2項1目水道事業公営企業費は、高料金対策補助金の基準単価の変更による増額分です。

24ページです。本表は地方債現在高の見込みに関する調書であります。今回の補正額は、総務債へ5億8,990万円、土木債へ2,810万円の追加、農林水産業債から1,380万円、教育債から1億2,630万円を減額することにより、平成17年度末の現在高は254億1,616万5,000円となるものです。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

保険年金課長（増田富雄） 議案第11号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ570万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を59億2,970万1,000円とするものです。

事業勘定からご説明申し上げます。

7ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。

4款1項1目療養給付費等負担金は、2億1,639万7,000円を減額するものです。内訳としては、療養給付費負担金が1億4,877万9,000円の減額、老人保健医療費拠出金負担金が4,315万5,000円の減額、介護納付金負担金が2,446万3,000円の減額であります。これは、三位一体改革の一環として、県に4%分が移行されたことによるものであります。

2項1目財政調整交付金は570万1,000円を増額するものです。これは、旭中央病院の保健事業と滝郷診療所の設備整備事業に係る特別調整交付金であります。

5款1項1目療養給付費等交付金は2,317万4,000円の減額であります。これは、退職被保険者等の医療費等の交付金が減となったものであります。

6款2項2目県財政調整交付金は、2億1,639万7,000円を増額するものであります。これは、先ほど4款のところでご説明いたしました国負担金の4%分が移行されたものでございます。

8ページになります。9款1項1目一般会計繰入金は、2,317万4,000円を増額するもの
あります。内訳として、1節保険基盤安定繰入金は912万6,000円の増額、4節財政安定化支
援事業繰入金は1,404万8,000円の増額であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをお開きください。1款1項3目保健衛生普及費は483万6,000円を増額するもの
です。これは、歳入でも申し上げましたが、旭中央病院の保健事業に係る交付金をそのまま
支出するものであります。

10ページになります。9款3項1目直営診療施設勘定繰出金は、86万5,000円を増額する
ものです。これも、歳入で申し上げましたが、滝郷診療所の設備整備事業に係る交付金を施
設勘定に繰り出すものであります。

続きまして、施設勘定についてご説明申し上げます。

12ページをお願いします。6款1項1目他会計繰入金は86万5,000円を増額するものであ
ります。これは、設備整備事業に係る交付金を事業勘定から繰り入れるものであります。

2項1目基金繰入金は86万5,000円を減額するものであります。これは、医療用機械の購
入について、当初は財源のすべてを財政調整基金の繰入金で予定しておりましたが、国の交
付金がついたことにより減額するものであります。

予算総額の変更はありません。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

農水産課長（堀江隆夫） 議案第12号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は、第1条にございますよ
うに、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万円を追加し、予算の総額を4,412万
9,000円とするものでございます。

次の2ページ、3ページは各款ごとの補正で、5ページ、6ページは歳入歳出補正予算事
項別明細の総括であります。内容については、7ページ以降で各項目ごとにご説明申し上げ
ます。

それでは、7ページをお開きいただきたいと思います。歳入につきましてご説明申し上げ

ます。

第1款分担金及び負担金、農業集落排水事業受益者分担金136万円を計上するものでございます。

8ページをお開きください。歳出につきましてご説明申し上げます。

4款繰出金、一般会計繰出金136万円は、歳入の受益者分担金で受け入れた収入の全額を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鍋木友孝 登壇）

病院経理課長（鍋木友孝） 平成17年度 旭市病院事業会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。第1条は総則であります。

第2条は予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

収入、第1款病院事業収益の既決予定額216億8,174万2,000円に3億1,585万円を増額し、219億9,759万2,000円にしようとするものであります。内訳は、第1項医業収益の増額であります。

支出、第1款病院事業費用の既決予定額216億3,997万6,000円に3億631万円を増額し、219億4,628万6,000円にしようとするものであります。内訳は、第1項医業費用が2億9,830万円、第2項医業外費用が801万円であります。

第3条は棚卸資産の購入限度額を定めるものですが、1億500万円を増額し、74億5,500万円にしようとするものであります。

次に、2ページは実施計画、3ページは資金計画、4ページからは予定貸借対照表となっております。

8ページの実施計画内訳書をお開きください。こちらでは節ごとの補正予定額が表されております。

収入のうち、医業収益では3億1,585万円の増額を予定しておりますが、外来診療収入の増額が3億30万円、医師派遣の増加によるその他医業収益の増額が1,555万円。また、支出のうち、医業費用では2億9,830万円の増額を予定しておりますが、外来患者の薬剤長期投与などによる薬品費の増額が1億4,000万円、診療材料費の増額が1,500万円、診療用印刷物

の増加による印刷製本費の増額が1,310万円、医療機器、設備の修繕による修繕費の増額が1億920万円などとなっております。

医業外費用では801万円の増額を予定しておりますが、棚卸資産の購入増に伴う消費税雑損失の増額が573万円、課税売上額の増額に伴う消費税及び地方消費税の増額が228万円となっております。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第14号、議案第19号、議案第34号、議案第35号について、企画課主幹、登壇してください。

（企画課主幹 大木多可志 登壇）

企画課主幹（大木多可志） 議案第14号 旭市総合計画審議会条例の制定について、補足説明を申し上げます。

総合計画の策定状況につきましては、施政方針にて市長から申し上げましたが、地区懇談会や市民・団体アンケート等の実施、総合計画策定市民会議の立ち上げ、市内中学校生徒の新しいまちづくりの提案のお願いなど、鋭意事務を進めているところでございます。今後、基本構想（案）または基本計画（案）がまとまった時点において、市長の諮問に応じてその内容等にご意見をいただく審議会を設置するものであります。

条例の内容について説明いたします。

第1条は、審議会の設置についてでありまして、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置するものであります。

第2条は、所掌事務についてでありまして、審議会は、市長の諮問に応じ市の総合計画の調整、その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うとするものでございます。

第3条は、組織についてでありまして、審議会は、15人以内の委員をもって組織すること、また委員の構成は、教育委員会の委員、農業委員会の委員、公共的団体等の役職員、学識経験を有する者、公募の委員のうちから市長が委嘱することとするものであります。

第4条は、会長職の設置について、第5条は、会議の開催等について、第6条は、庶務の規定について、第7条は委任事項について規定するものであります。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第19号 旭市地域振興基金条例の制定について、補足説明を申し上げます。

初めに、旭市地域振興基金条例を設置することの背景について申し上げます。

市町村の合併の特例に関する法律第11条の2第1項第3号の規定により、旧市町単位の地域振興または住民の一体感の醸成に資するために設けられる基金の積み立てについては、合併特例債を充当することができることとされています。

充当率は、事業費（積立金）の95%で、その元利償還金の70%が普通交付税で措置される有利なものであります。

旭市においても、地域振興基金の造成については、新市建設計画で平成17年度から19年度の3か年に、各年6億2,100万円、合計18億6,300万円の積み立てを予定しているところであります。

これに基づき事務を進めてまいりましたが、過日1月5日付で千葉県知事から合併特例債の許可予定通知がなされたところでありますので、本議会に補正予算と併せ基金の設置をお願いするものであります。

条例の内容について説明いたします。

第1条は、基金の設置についてでありまして、市民の連携の強化及び地域振興を図るために設置するものであります。第2条は、基金の積み立てについて、第3条は、基金の管理について、第4条は、基金の運用から生じる運用益金の処理について、第5条は、基金の繰り替え運用について、第6条は、基金の処分について、第7条は、委任事項について規定するものであります。

以上で、議案第19号の補足説明を終わります。

続きまして、また飛びまして議案第34号についてご説明申し上げます。

議案第34号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明を申し上げます。

東総地区広域市町村圏事務組合は、現在、銚子市、旭市、匝瑳市及び光町の3市1町で組織しておりますが、平成18年3月26日をもって光町が廃止され組合を脱退することに伴い、構成団体数の減少及び組合同規約の一部改正の必要が生じたことから、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更内容については、第3条中、組合を組織する市町村から光町を削除し、構成団体を銚子市、旭市及び匝瑳市の3市とするとともに、構成団体が市のみとなったことから所

要の文言整理を行うものであります。

第6条については、組合議会の議員定数を12人から3人を減じて9人とするとともに、組合議員となれる有資格者から関係市町の長を除き、議長及び選出議員2名とするものであります。

また、第7条についても、これに伴う文言整理であります。

第9条については、管理者及び副管理者について、構成3団体の長をもって充てることとするため、管理者1人、副管理者2人を置くとするものであります。

第13条については、構成団体の減少を踏まえ、監査委員の人数を3人から1人減じて2人とするものであります。

その他、第4条、第10条、第15条、第17条から第19条については、文言整理であります。

なお、附則において、施行日を3月27日とすること並びに経過措置について規定するものであります。

以上で、議案第34号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第35号についてご説明申し上げます。

議案第35号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体から匝瑳郡光町を除くことに伴う財産の処分に関する協議について、補足説明を申し上げます。

東総地区広域市町村圏事務組合では、平成2年度に東総地区ふるさと市町村圏の創造的、一体的な振興整備に資する地域振興事業を推進するため、東総地区ふるさと市町村圏基金を設置したところであります。

基金の額は10億円で、平成2年及び3年度に構成市町出資金及び県助成金により積み立てられたものであります。

出資基準は、出資総額の30%が均等割、70%が人口割で、光町はこの基準に基づき6,873万円の出資をしたところでありまして、東総地区広域市町村圏事務組合同規約第19条では、「基金が廃止されたときは、関係市町からの出資金に相当する額は、当該市町に帰属するものとする」とされていることから、これを準用し、光町に返還することについて、地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第35号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 企画課主幹の補足説明は終わりました。

議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第21号、議案第22号、議案第23

号、議案第24号、議案第30号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号について、総務課長、登壇してください。

(総務課長 増田雅男 登壇)

総務課長(増田雅男) それでは、補足説明を申し上げますが、議案数が13件と多いので、多少時間がかかると思います。また、提案理由と重複する部分もあろうかと思いますが、ご了承のほどよろしくお願いたします。

初めに、議案第15号 旭市国民保護対策本部及び旭市緊急対処事態対策本部条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、平成16年9月17日に施行された武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の規定に基づき制定するもので、市町村対策本部の設置や組織については国民保護法の中で規定されており、本条例では法で規定するもの以外について、対策本部の組織及び運営に関し必要な事項について定めるものであります。

それでは、条文の内容について説明いたします。

第1条は趣旨規定で、市町村の対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものです。

なお、対策本部の設置・解除については、閣議の決定が必要となるものであります。

第2条は組織の規定で、第1項は対策本部長の事務についての規定で、法第28条第1項の規定により、対策本部長は市町村長がなることが規定されております。

第2項は、対策副本部長の事務についての規定で、法第28条第5項に、対策副本部長は本部員の中から市町村長が指名することと規定されており、通常では助役が指名されることとされております。

第3項は、本部長の命を受けた本部員の事務についての規定であります。法第28条第4項に本部員が規定されておまして、助役、市町村教育委員会の教育長、当該市町村の区域を管轄する消防長またはその指名する消防吏員、なお消防本部を置かない市町村にあっては消防団長、また、以上に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員から任命するものとされております。

第4項は、本部長、副本部長、本部員以外にも必要な職員の設置について規定したものであります。

第5項は、市の職員のうちから市長が任命する規定であります。職員については、市長部局の職員に限られるものではないこと及び非常勤職員も含むものであるとされております。

第3条は会議規定で、第1項は対策本部の会議の招集についての規定であります。

第2項は、本部長が関係機関からの必要な情報の収集や、またはこれらの機関との連絡調整等の必要な場合等を考慮し、国の職員やその他市の職員以外の者を会議に出席させ意見を求めることができることとした規定であります。

第4条は部に関する規定で、本部長が必要に応じて部の設置や、本部員、部長の指名等についての規定であり、部の設置については、現在の市の対策本部同様に、専門部を組織して災害時における所掌事務内容を明らかにして、迅速な対応を図るための組織を想定した規定であります。

第5条は現地対策本部に関する規定で、法第28条第8項の規定により、対策本部に国民の保護のための措置の実施を要する地域にあっては、対策本部の一部を行う組織として現地対策本部を置くことができることとされており、この現地対策本部への職員等の配置について本部長が指名する者を充てる規定であります。

第6条は委任規定で、第2条から第5条までに定めるもののほか、必要事項について本部長が定めることを規定したものであります。

第7条は準用規定で、第2条から第6条までの規定について緊急対処事態対策本部について準用する規定で、法第183条において準用が規定されております。これは、緊急対処事態及び緊急対処保護措置に関し必要な規定を準用することにより、緊急対処事態において必要とする緊急対処保護措置が講じられるようにしたものであります。

附則は、この条例の公布日を施行期日とするものであります。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

次に、議案第16号 旭市国民保護協議会条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、国民保護法の規定に基づき制定するもので、市町村国民保護協議会の設置や組織については、国民保護法の中で規定されており、本条例では法の規定するもの以外について、協議会の組織及び運営に関し必要な事項について定めるものであります。

それでは、条文の内容について説明いたします。

第1条は趣旨規定で、国民保護法第40条第8項の規定により、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

また、市町村協議会の所掌事務として、市町村長の諮問に応じて国民保護のための措置に関する重要事項を審議することや、国民保護に関する計画、変更等について市町村長が協議会へ諮問することが、法第39条で規定されております。

第2条は、委員及び専門委員に関する規定で、第1項は委員の定数を定めたものでありまして、23人以内といたしました。

なお、定数については、防災会議の委員数を参考といたしました。

第2項は、専門委員の解任について規定したものでありまして、法第40条第6項の規定により専門委員を置くことができるもので、専門委員はその有する専門知識及び学識経験を生かし専門の調査をさせるため、関係指定地方行政機関の職員等のうちから、市町村の実情に応じ当該市町村長が任命することとなるものであります。

第3条は、会長の職務代理規定で、会長に事故があった場合の職務代理についての規定であります。

第4条は、会議に関する規定で、会議の運営について規定したものであります。

第5条は、部会に関する規定で、部会の設置等について規定したものであります。

第6条は委任規定で、この条例以外の必要事項について、会長が協議会にはかることを規定したものであります。

附則は、この条例の公布日を施行期日とするものであります。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

次に、議案第17号 旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法が改正されたことに伴い、職員の任免、職員数、給与、勤務条件等の項目について公表するために制定するものであり、報告事項、公表の時期、公表の方法等について定めるものであります。

それでは、条文の内容について説明いたします。

第1条は趣旨で、地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政の運営等の状況の公表について必要な事項を定めるものです。

第2条は、任命権者が市長に人事行政の運営の状況を報告する時期を定めるものです。

第3条は、任命権者が市長に対し報告しなければならない事項を定めるものです。

第4条は、千葉県市町村公平委員会が毎年9月末日までに市長に対し前年度の業務の状況を報告しなければならないことを定めるものです。

第5条は、千葉県公平委員会が市長に対し報告しなければならない事項を定めるものです。

第6条は、市長が人事行政の運営等の状況を公表する時期を定めるものです。

第7条は、前条で定める公表の方法を定めるものです。

第8条は、必要な事項を別に定める委任規定です。

附則は、施行日を定めるものです。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

次に、議案第18号 市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与を引き下げることとしたことに併せ、平成18年4月から市長等の特別職の報酬を一律2%減額するための条例を制定するものです。これにより当分の間、市長の報酬は月額1万5,800円、助役は月額1万3,000円、教育長は月額1万2,200円、それぞれ減額となります。

以上で、議案第18号の補足説明を終わります。

続いて、少し飛びまして議案第21号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、合併直後の市の行政運営を軌道に乗せるため設置した新市行政推進室を、ほぼその役割を終えたと考え、平成17年度限りで廃止するものであります。

なお、新市行政推進室で実施してきました事務は、企画課に新たに設置する地域振興班と総務課に移管いたします。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

次に、議案第22号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、新たに設置する総合計画審議会、国民保護協議会及び都市計画審議会の委員の報酬について、それぞれ月額6,000円と定めるものであります。

なお、これらに関連する議案第14号、第16号、第20号を本議会に提案してありますので、よろしく申し上げます。

以上で、議案第22号の補足説明を終わります。

次に、議案第23号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、調整手当の廃止。なお、国及び県が導入する地域手当については、当市は対象地域でないので支給はしない。給料表を現行の9級制から7級制にする。現行の1

級と2級を統合して、1級とする。現行の4級と5級を統合して、3級とする。現行の1号給を4分割する。以上の改正により、国及び県に準じて給料表の水準の引き下げを図ります。

それから、昇給時期を4月に統一し、勤務成績判定期間4月から翌年の3月を良好な成績で勤務した場合は4号給。なお、7級は3号給、昇給する等の勤務実績の給与への反映があります。

附則は、本案の施行日及び経過措置を定めるものであります。

以上で、議案第23号の補足説明を終わります。

次に、議案第24号 旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、旅行雑費の支給範囲を見直すために改正するものでありまして、従来、無支給区域としていた本市から100キロメートル未満の区域を、千葉県内の市町村、または茨城県鹿島市、潮来市、もしくは神栖市に改正するものであります。

なお、別表の改正は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正により給料表が改正されることに伴うものでございます。

以上で、議案第24号の補足説明を終わります。

次に、少し飛びまして議案第30号 旭市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、一般職の職員と同様に調整手当を廃止するための改正を行うものであります。

なお、他の部分の改正は、企業管理規定により改正するものです。

以上で、議案第30号の補足説明を終わります。

続いて、少し飛びまして議案第36号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明を申し上げます。

本案は、同組合を組織する市町村の廃置分合及びこれに伴う一部事務組合の解散により、構成団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び組合同規約の一部改正が生じたことから、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、今回の廃置分合等により4月1日からの構成団体数は、36市20町村44一部事務組合の100団体となります。

以上で、議案第36号の補足説明を終わります。

次に、議案第37号、それから第38号、第39号。

議案第37号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、議案第38号 千葉県自治センターの解散に関する協議について、議案第39号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議についての3議案は、関連がありますので一括して補足説明を申し上げます。

議案第37号は、同センターを組織する市町村の廃置分合及びこれに伴う一部事務組合の解散により構成団体の数の減少が生じたことから、地方自治法第286条第1項の規定により、また議案第38号は、同センターが平成18年3月31日をもって解散することについて地方自治法第288条の規定により、また議案第39号は、同センターの解散に伴い財産処分を定めることについて地方自治法第289条の規定により、いずれの議案も関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第37号、議案第38号、議案第39号の補足説明を終わります。

以上で、13議案の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第20号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 島田和幸 登壇）

都市整備課長（島田和幸） 議案第20号 旭市都市計画審議会条例の制定について、補足説明をいたします。

都市計画法の改正によりまして都市計画法第77条の2の規定が新設され、市町村に都市計画審議会を設置することができることとなりました。そして、この改正に伴って政令（都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令）も制定されております。

本市では、都市計画を決定する場合は、県の設置する都市計画審議会の議を経ることが必要とされておりましたが、市の都市計画審議会を設置することにより、市が定められる案件については、市の都市計画審議会の議を経れば、県の同意を得、決定することになり、都市計画決定等の手続きの簡素化、円滑化の観点から、新たに都市計画審議会条例を制定するものであります。

次に、条文について説明をいたします。

第1条は、設置についての規定であります。

第2条は、組織についての規定であります。委員の構成と組織につきましては、学識経験を有する者、市議会議員、関係行政機関の職員、公募の委員とし、政令に掲げる基準による構成員であり、構成人数は10名以内としております。

第3条から第5条につきましては、運営に関する規定でございます。

第6条は、委任についての規定であります。

なお、施行期日は平成18年4月1日であります。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

議案第25号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 江ヶ崎純敏 登壇）

税務課長（江ヶ崎純敏） 議案第25号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、旧市町ごとの税率等を使用し不均一課税を行っていたものを、合併の調整方針に従い統一を図ったものであります。

それでは、お手元の条文の順に説明いたします。

第2条第3項の改正は、介護納付金課税額の限度額について、旧旭市は7万円、そのほかは8万円であったものを、8万円で統一するものであります。

第3条第1項の改正は、基礎課税額の所得割の率について、旧海上町は100分の7.5、旧旭市、旧飯岡町、旧干潟町は100分の8であったものを、100分の8で統一するものであります。

第4条の改正は、基礎課税額の資産割の率について、旧旭市は100分の45、その他旧3町は100分の40であったものを、100分の40で統一するものであります。

第5条の改正は、基礎課税額の被保険者均等割額について、旧旭市は1万7,000円、旧海上町、旧飯岡町は1万5,000円、旧干潟町は1万8,000円であったものを、1万5,000円で統一するものであります。

第5条の2の改正は、基礎課税額の世帯別平等割額について、旧旭市は1万8,000円、その他の3町は2万円であったものを、2万円で統一するものであります。

第6条の改正は、介護納付金課税額の所得割の率について、旧旭市は100分の0.85、旧海上町、旧飯岡町は100分の1.2、旧干潟町は100分の0.75であったものを、100分の1.2で統一するものであります。

第7条は、介護納付金課税額の資産割額について、旧干潟町だけが100分の5を課税して

いましたが、今回削除し、第7条の2の改正は、介護納付金課税額の被保険者均等割額について、旧旭市は8,500円、旧海上町、旧飯岡町は1万2,000円、旧干潟町は6,000円であったものを、1万2,000円で統一し、これを第7条とするものであります。

第7条の3は、介護納付金課税額の世帯別平等割額について、旧干潟町のみが4,000円を課税していましたが、今回削除するものであります。

第9条第1項の改正は、納期についてでありまして、旧1市3町でそれぞれ納期が違っておりましたので、これを8期で統一するものであります。

めくっていただきまして、第13条の改正は、国民健康保険税の減額でありまして、第5条、第5条の2及び第7条の改正に伴い、第1号は6割減額について、第2号は4割減額について、それぞれ減額する額を改めるものであります。

続いて、本条例の附則の説明をいたします。

附則第1項は施行期日を定めたものでありまして、施行日を平成18年4月1日としたものであります。

附則第2項は、経過措置として改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

以上で、議案第25号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第26号、議案第27号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 林 久男 登壇）

社会福祉課長（林 久男） 議案第26号、議案第27号、議案第41号から議案第44号までの6議案について、補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第26号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

横根岡児童遊園は、遊具等は地元で既に撤去されており、敷地も狭く、児童遊園の用に適さなく、地元の同意を得て廃止するものであります。

次に、議案第27号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本事業につきましては、千葉県の子重度心身障害者（児）医療費給付改善事業の補助対象事業となっております。このほど県が当該事業の受給権者について国民健康保険の住所地特例を適用することとする通知がありましたので、本市の条例におきましても受給権者について

改正の必要が生じたので、一部改正を行うものであります。

改正の内容は、受給権者を定めた第3条の改正で、医療費の助成を受けることのできる重度心身障害者は、次に掲げる者としております。

第1号で、住民基本台帳に登録された者とし、括弧書きで、国民健康保険法第116条の2の規定、いわゆる住所地特例により、他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となっている者を除くとしております。

反対に、第2号において、本市以外に住所を有するが本市の国民健康保険の被保険者となっている者は対象とすると規定しております。

飛びまして、議案第41号から議案第44号までの指定管理者の指定について、補足説明を申し上げます。

議案第41号 あさひ健康福祉センターの指定管理者の指定については、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、従来の管理委託者を指定管理者の候補として、市民の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行い、審議の結果、財団法人旭市福祉協会が管理業務に適当な候補者として選定されたことにより、同協会をあさひ健康福祉センターの指定管理者として指定するものであります。

次に、議案第42号 海上ふれあいサポートセンターの指定管理者の指定について、議案第43号 飯岡福祉センターの指定管理者の指定については、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、従来の管理委託者を指定管理者の候補として、市民の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行い、審議の結果、社会福祉法人旭市社会福祉協議会が管理業務に適当な候補者として選定されたことにより、同協議会を海上ふれあいサポートセンター、飯岡福祉センターの指定管理者として指定するものであります。

議案第44号 旭市福祉作業所の指定管理者の指定については、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、従来の管理委託者を指定管理者の候補として、市民の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行い、審議の結果、旭市手をつなぐ育成会が管理業務に適当な候補者として選定されたことにより、同育成会を旭市福祉作業所の指定管理者として指定するものであります。

以上で終わります。

議長（鈴木正道） 社会福祉課長の説明は終わりました。

議案第28号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

財政課長（高埜英俊） 議案第28号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をいたします。

今回は、公営住宅法施行令の一部改正に伴うものであります。施行令の改正は、公募の例外の拡大、公営住宅の同居親族の要件を緩和できる範囲の拡大、収入超過者の家賃の合理化等を行うものであります。

本条例の改正は、第5条に規定する公募の例外に、入居者等の世帯構成及び心身の状況による移動を加えるものです。そして、現在は同条第5号から第8号までに施行令第5条に規定されております要件がそのまま列記されておりますけれども、今後の改正も考慮いたしまして、この際、施行令第5条全体を引用する規定に改めるものであります。

附則は、条例の施行日を交付の日とするものです。

なお、施行令の他の改正部分については、条例に係る部分はありませんので、条例改正は必要ございません。

以上で、議案第28号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第29号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 山崎健次 登壇）

下水道課長（山崎健次） 議案第29号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

旭市下水道条例第10条第1項に記載されております、引用する下水道法第12条の10第1項を法第12条の11第1項に改めるものでございます。

平成17年11月1日から施行されております下水道法の主な改正点でございますけれども、

下水道法第2条の2第2項第5号の、高度処理の推進のための流域別下水道整備総合計画制度の見直し、下水道法第2条第4号口に、雨水流域下水道制度の創設、下水道法第12条の9に、事故時の措置の創設であります。また、下水道法施行令第5条の4の排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準の見直し、平成18年4月1日から施行されます。

以上の4点が下水道法関係の改正でございますけれども、今回の条例改正では、今申し上

げました 3 番目の下水道法第12条の10、除外施設の設置等でございますけれども、これが第12条の11に繰り下がったために、条例も改めるものでございます。

なお、内容につきましては、従前と変わっておりません。

次に、消費税の関係でございます。

先ほどの下水道法改正に伴います条例改正に併せまして、下水道使用料について消費税及び地方消費税を総額表示とする条例に改めるものでございます。

条例第16条は、使用料の算定方法につきまして規定したもので、消費税相当額を外税方式としていたものを内税方式の総額表示に改めるものでございます。このことによりまして、不要な条文を削り、別表も消費税額を含んだ総額表示としたものに改めるものでございまして、料金に変更が生じることはありません。

なお、下水道使用者等に対しましては、市のホームページ、チラシ、パンフレット等によりまして、既に総額表示として対応しておりますので、消費税法に抵触はしておりません。

以上で、議案第29号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第31号、議案第32号、議案第33号について、病院事務部長、登壇してください。

（病院事務部長 今井和夫 登壇）

病院事務部長（今井和夫） 初めに、議案第31号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

設置条例の第7条は議会の議決を要する案件を規定しておりますが、このうち市の義務、すなわち病院の義務に属する損害賠償額については、地方公営企業法第40条第2項の定めるところに従い、これを除外するよう改正するものでございます。

普通会計におきましては、地方自治法第96条第1項第13号に、損害賠償額を定めることは議会の議決を要すると規定されておりますが、一方、地方公営企業におきましては、管理者の自主性を尊重する必要があるという考え方から、この除外規定が設けられているところでございます。

なお、第6条の改正につきましては、地方自治法の該当条項の改正に伴い、適用条項を訂正するものでございます。

次に、議案第32号 旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

病院事業におきましても国の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づきまして所要の改正を行うところでございますが、医師並びに歯科医師につきましては官民の格差がなおあり、この格差を是正するため、調整手当を地域手当と改め支給するものでございます。

その他の給料表の改正、勤務実績の給与への反映等につきましては、給与規程におきまして、国の人事院勧告等に準じまして所要の改正を行う予定でございます。

また、第21条の改正は、法律名を訂正するものでございます。

次に、議案第33号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

過去最大の3.16%の引き下げとなります今回の診療報酬改正に伴いまして、医療機関においては大幅な減収が見込まれているところでございますが、このような状況の中で大病院志向に歯止めをかけることを目的に、200床以上の病院に対し、他の医療機関からの紹介状を持たずに受診する外来患者からは初診時に特定療養費を徴収するよう、国から要請されております。また、他の医療機関の料金設定状況等を勘案いたしまして、当料金を改正しようとするものでございます。

介護老人保健施設シルバーケアセンターの使用料につきましては、昨年10月に介護保険制度が改正されて以来、自己負担となりました居住費や食費等を厚生労働省基準費用額により算定しておりましたが、施設の収支状況及び厚生労働省の指針等を勘案し、利用料を独自に設定するものでございます。

また、産科関係の料金につきましては、本年4月より乳房外来の新設を予定しており、これに伴いまして各料金を設定するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 病院事務部長の補足説明は終わりました。

議案第40号について、環境課長、登壇してください。

（環境課長 堀川茂博 登壇）

環境課長（堀川茂博） 議案第40号 東総衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明を申し上げます。

本案は、平成18年3月27日から、匝瑳郡光町及び山武郡横芝町が廃止され、山武郡横芝光町が設置されることに伴い、現在当組合で共同処理している事務について光町の区域を引き続き当組合が共同処理することから、組合を組織する地方公共団体の変更及び組合の共同処理する区域に関する規定を新たに定めるものです。

そのほかの主な規約の改正内容は、組合の共同処理する事務について、具体的な表現に改めること及び関係市町村の賦課金の負担割合に関する規定の改正並びに今回の規約変更の際し、内容が重複する補欠議員の任期の規定を削除するものです。

以上、議案第40号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 環境課長の補足説明は終わりました。

議案第45号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 米本壽一 登壇）

建設課長（米本壽一） 議案第45号 市道路線の認定について、補足説明を申し上げます。

認定路線調書をご覧ください。認定路線は1路線です。総延長は927.1メートルです。

次のページに、その位置を示す図があります。飯岡バイパス西側の道路で、千葉県が銚子旭線のバイパス整備のために用地を確保した道路です。平成18年度に旭市が国の道整備交付金事業の採択を受けるために市道路線として認定するものであります。

以上で、議案第45号 市道路線の認定についての補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 建設課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

議長（鈴木正道） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は3月2日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時46分